



|                  |                                                                                   |
|------------------|-----------------------------------------------------------------------------------|
| Title            | 東京都立朝鮮人学校の廃止と私立各種学校化 : 居住国と出身社会の狭間で                                               |
| Author(s)        | 崔, 紗華                                                                             |
| Citation         | 境界研究, 8, 1-32                                                                     |
| Issue Date       | 2018-03-30                                                                        |
| DOI              | <a href="https://doi.org/10.14943/jbr.8.1">https://doi.org/10.14943/jbr.8.1</a>   |
| Doc URL          | <a href="https://hdl.handle.net/2115/68700">https://hdl.handle.net/2115/68700</a> |
| Type             | departmental bulletin paper                                                       |
| File Information | 01Choi.pdf, 本文                                                                    |



# 東京都立朝鮮人学校の廃止と私立各種学校化

## —— 居住国と出身社会の狭間で ——

崔 紗 華

はじめに：問題の所在と分析の視座

1955年3月、東京都立朝鮮人学校(都立朝鮮人学校)15校は公立学校としては廃止され、その後、4月には私立各種学校として再出発することとなった。その結果、この15校の朝鮮人学校はいわゆる一条校ではなくなり、以来多くの公的支援の枠外に置かれたまま今日に至っている。一条校とは、学校教育法第1条<sup>(1)</sup>で定められた学校である。一条校であれば様々な支援制度が無条件に適用される。しかし、一条校以外の学校である私立各種学校には、適用されない支援制度も多い。たとえば、「特定公益増進法人制度」<sup>(2)</sup>や「高等学校等就学支援金制度」<sup>(3)</sup>などの適用である。私立各種学校である朝鮮人学校は、これらの支援制度から適用除外とされており、運営上の不利益を被ってきた。

そこで本稿は、都立朝鮮人学校の廃止とその私立各種学校化の経緯について、史的に分析することを目的とする。とりわけ、都立朝鮮人学校が設置された1949年から、学校が廃止される1955年3月までを対象とする。

従来の研究の多くは、都立朝鮮人学校の廃止は日本政府側による一方的な廃止であったと捉えてきた。それは、多くの研究が日本の国内社会の枠組みを重視し、日本の教育史や日本の教育制度の研究として朝鮮人学校を位置付けてきたためである。本稿もその主張と枠組みに賛同するが、同校の廃止はより多角的に検討されるべきであると考え。なぜならば、在日朝鮮人および朝鮮人学校は、日本という居住国あるいは朝鮮半島という出身社会のどちらか一方の社会のみに固定されない存在であり、それら二つの社会との関わりを同時に維持してきたためである。それゆえ、本稿では日本の国内社会の枠組みとトランスナショナルな枠組みを複合的に捉える視座を取り入れる。

(1) 学校教育法第1条では、「この法律で、学校とは、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校とする」と定められている。

(2) 「特定公益増進法人制度」とは、学校法人に対する寄附者に対して税制上の優遇措置が認められる制度である。

(3) 「高等学校等就学支援金制度」は、国公立を問わず政府が「授業料に充てるための就学支援金を支給することにより、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の実質的な機会均等に寄与することを目的」とした制度である。「高校生等への修学支援」文部科学省[[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/mushouka/](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/)] (2018年2月1日閲覧)。

都立朝鮮人学校の廃止過程は、まさに居住国と出身社会の狭間に置かれた在日朝鮮人社会の様相が如実に表れた事象であった。日本政府は、対日講和条約締結に伴う在日朝鮮人の日本国籍の喪失を理由に、公立朝鮮人学校の廃止と在日朝鮮人の就学義務の停止を主張した。都立朝鮮人学校の廃止もその延長線上にあった。その一方で、在日朝鮮人は日本に居住しながらも出身社会との繋がりを様々な形で維持させてきた。朝鮮半島に国家が成立してからは、朝鮮民主主義人民共和国(共和国)政府<sup>(4)</sup>、または大韓民国(韓国)政府の動向から国境を越えた影響を受けてきた。特に、1950年代半ばに表れた冷戦の一次的な緊張緩和である「雪どけ」を背景に、共和国政府が在日朝鮮人社会に接近し、在日朝鮮人社会との脱領域的な紐帯を形成した。それによって、都立朝鮮人学校や学校を管轄する組織では、朝鮮人学校を居住国の公立学校として存立させるのではなく、出身社会との関係を重視する教育機関として位置付けるべきだという主張が見受けられるようになった。このように、両社会の狭間に置かれていた都立朝鮮人学校を捉える際には、日本社会の枠組みと、日本という国境の中で完結しないトランスナショナルな認識枠組みの両方の視座から分析する必要がある。

さらに、本稿ではそれぞれの認識枠組みにおいて、政策と運動の相互作用に着目する。日本国内の枠組みにおいては日本政府の政策と在日朝鮮人運動の相互作用、トランスナショナルな枠組みにおいては共和国政府の在日朝鮮人政策と在日朝鮮人運動の相互作用を分析する。さらに、共和国と在日朝鮮人社会の脱領域的な紐帯に対する日本政府の認識と政策を分析する。つまり、都立朝鮮人学校の廃止とその私立各種学校化のプロセスには多様な要因間の相互作用が存在しており、学校の廃止および私立各種学校化はその相互作用の帰結として捉えることができよう。

本稿では、既存の研究で使用されてきた史料に加え、新たに東京都教育委員会(都教委)の会議録、朝鮮大学校在日朝鮮人関係資料室所蔵の史料、日韓会談の史料を用いた。なお、本稿では、「在日朝鮮人」を20世紀前半から日本にわたってきた朝鮮人とその子孫<sup>(5)</sup>、解放後南朝鮮地域におけるレッドパージから逃れのちに在日朝鮮人運動に合流した朝鮮人とその子孫と定義する。

本稿の構成は次の通りである。第1章で先行研究の検討を行い、第2章で前史として占領期日本における朝鮮人学校の存亡の過程を概観する。第3章では対日講和条約締結後における日本政府の朝鮮人学校政策を概観する。第4章では1950年代初期に着目し、朝鮮人学校をめぐる在日朝鮮人運動の特徴について論じる。第5章で共和国政府と在日朝鮮人社会の脱領域的な紐帯の形成過程を論じる。第6章では、その紐帯に対する日本政府側の認

(4) 本稿では「朝鮮民主主義人民共和国」を「共和国」と表記する。日本では一般的に「北朝鮮」と呼称されているが、正式な国名に即した名称を用いることとする。

(5) 水野直樹、文京洙『在日朝鮮人：歴史と現在』岩波書店、2015年、iii頁。

識を分析し、日本政府側が廃止へと踏み切る過程を論じる。第7章で朝鮮人学校側が都立朝鮮人学校の廃止を受け入れ、私立各種学校としての再出発を選択する過程を明らかにする。

## 1. 先行研究の検討と本稿の位置付け

朝鮮人学校の歴史研究では、重厚な研究業績が積み上げられてきた。その中でも東京都立朝鮮人学校に関しては、都立朝鮮人学校に勤めた日本人教諭と在日朝鮮人講師、また在日朝鮮人学生による回想録や、都立朝鮮人学校に関する資料集などが多数存在する。しかしながら、その学校を対象とした研究は多くない。本章では、近年の研究動向を踏まえつつ、都立朝鮮人学校を直接の研究対象とした先行研究に焦点を置き、本稿の位置付けを明らかにする。

第一に、抑圧と抵抗という分析視角から、都立朝鮮人学校の歴史を論じた研究である。このような研究には二つある。一つ目は、戦前戦後の在日朝鮮人の教育を通史的に分析した小沢有作の研究である<sup>(6)</sup>。小沢は、戦前の「同化教育」<sup>(7)</sup>が戦後においても連続したと主張し、在日朝鮮人による「民族教育」はその連続性の下で弾圧を受けてきたと論じた。都立朝鮮人学校についても、日本政府側の「同化教育」政策により廃止されたと主張している。二つ目は、都立朝鮮人学校の設立と廃止の過程を分析した芳賀普子の研究がある<sup>(8)</sup>。芳賀は、都立化と廃止のいずれも文部省や都教委による弾圧政策であったと主張した。いずれの研究も日本の国内社会に着目し、日本政府側と朝鮮人学校側という対立関係を前提に置いている。それゆえ、都立朝鮮人学校の廃止は日本政府側による一方的な措置であったと結論づけられている。しかしながら、都立朝鮮人学校の廃止は、朝鮮人学校側の選択でもあった。小沢と芳賀の研究では学校側の選択について分析されていない。それは、両研究では学校側の選択に重大な影響を及ぼした朝鮮人学校と共和国政府の脱領域的な紐帯の形成について分析されていないためであろう。

第二に、朝鮮人学校の戦後史を描いた金徳龍<sup>キムトンリョン</sup>の研究がある<sup>(9)</sup>。金の研究も、分析視角は小沢と大きく異ならない。ただし金は、朝鮮人学校の歴史を民族解放の歴史と位置付けており、日本政府側による都立朝鮮人学校の廃止政策ばかりでなく、朝鮮人学校側の史料を用いこの時期の学校をめぐる在日朝鮮人運動の変化についても触れている。例えば金は、

(6) 小沢有作『在日朝鮮人教育論：歴史編』亜紀書房、1973年。

(7) 小沢は、「同化教育」を「文化的、精神的な伝統・生活・態度の破壊を企てる」ための「中心手段」と述べ、その本質は「朝鮮の子どもからことばを奪い、かわりに日本語を強要し、朝鮮の歴史や文化を奪って日本の天皇制の歴史や文化を注入し」、「朝鮮の子どもを〈天皇の奴隷〉に変えてしまうことにあった」と述べている。小沢『在日朝鮮人教育論』、6頁。

(8) 芳賀普子「戦後都立朝鮮学校にあらわれた問題点：戦後教育史の分岐点として」『植民地教育の残痕：植民地教育史研究年報』6号、皓星社、2003年、53-90頁。

(9) 金徳龍『朝鮮学校の戦後史：1945-1972』社会評論社、2002年。

1954年8月に共和国の南日外相<sup>ナムイル</sup>によって発表された海外公民宣言を一つの転機と見なし、これによって在日朝鮮人運動も共和国の公民としての権利や民族教育権を求める運動に変革したと述べ、その流れの中で都立朝鮮人学校が歴史を閉じることとなったと論じた。しかし、金は学校側の史料をふんだんに用いていても、実際に学校側がどのように都立朝鮮人学校の廃止や私立各種学校化を受け入れたのかという経緯については明らかにしていない。また、金は多くの史料を利用していても、事実の提示に留まっておりそれらの事実が意味するところを引き出せてはいない。

第三に、抑圧と抵抗という分析視角を乗り越えようと試みた朝鮮人学校史の研究がある。呉永鎬<sup>オヨンホ</sup>は、朝鮮人学校の教育史を「日常史」として位置付け、その歴史の再構成を試みた<sup>(10)</sup>。呉は、1950年代中頃には在日朝鮮統一民主戦線(民戦)の運動が質的な変化を遂げたことを明らかにした。つまり、民戦初期の教育をめぐる運動は、①「教育の独自性・自主性」を守る運動と、②それを「日本政府の国庫負担によって実施する」という二つの要求を掲げていたが、次第にそれらの要求は実現が難しいものとして捉えられるようになったということである<sup>(11)</sup>。そして、そのような事態に直面した民戦側は、公立学校の自主化すなわち私立各種学校を目指す動きに変化したという。しかしながら、「自主化」を求めたとも言える都立朝鮮人学校の廃止やその私立各種学校化の経緯について呉は分析していない。それは、呉も基本的には日本の国内社会の枠組みに基づいており、朝鮮人学校と共和国政府との脱領域的な紐帯が形成される過程について触れていないためである。他方、近年地方自治体の朝鮮人学校政策に関する研究も進展しつつあるが、いずれの研究においても都立朝鮮人学校は分析対象とされていない<sup>(12)</sup>。

以上のように、従来の研究の多くは日本の国内社会の枠組みの中に朝鮮人学校を据える傾向にあった。その結果、都立朝鮮人学校の廃止および私立各種学校化は、日本政府による一方的な措置であったと捉えられてきた。確かに、筆者もそのような側面があったことには賛同するが、それだけでは断片的な理解に留まってしまう。本稿で明らかにするように、都立朝鮮人学校の廃止は朝鮮人学校側の選択でもあった。このような朝鮮人学校の選択に強い影響を及ぼしたのは、共和国政府と在日朝鮮人社会の脱領域的な紐帯の形成であった。そこで、本稿は都立朝鮮人学校の廃止と私立各種学校化を総体的に捉えるために、従来の研究が重視してきた日本国内社会の枠組みに依拠しつつもトランスナショナルな視座にも光をあてる。

(10) 呉永鎬『1950～1960年代における朝鮮学校教育史』一橋大学博士学位申請論文、2015年。

(11) 呉永鎬『1950～1960年代における朝鮮学校教育史』、63頁。

(12) 例えば、松下佳弘「占領期朝鮮人学校閉鎖にかかわる法的枠組みとその運用：滋賀県の事例に即して」『教育史・比較教育論考』20号、2010年、25-47頁；松下佳弘「占領期京都市における朝鮮人学校政策の展開：行政当局と朝鮮人団体との交渉に着目して」『日本の教育史学：教育史学会紀要』54巻、2011年、84-96頁；マキ（藤原）智子『在日朝鮮人教育の歴史：戦後日本の外国人政策と公教育』北海道大学博士学位申請論文、2014年など。



## 2. 前史：占領期日本における朝鮮人学校

1945年8月、日本の敗戦により、朝鮮半島は植民地支配から解放された。敗戦当時、日本には約200万人の朝鮮人がいたが、朝鮮の解放をきっかけに、日本にいた朝鮮人の多くが朝鮮半島に帰還した。日本政府によれば、解放直後から1950年11月19日までに朝鮮半島に帰還した朝鮮人は1,040,679人(南朝鮮への帰還者は1,040,328人、北朝鮮への帰還者は351人)いたとのことである<sup>(13)</sup>。法務府の調査では、政府発表よりも30万から40万人多い可能性もあると指摘されている<sup>(14)</sup>。それは、法務府の調査には非公式に自力で帰還した者も含まれているためである。上記の帰還者数および1947年の外国人登録者数が約59万8千人であることから推計すると、約60万人前後の朝鮮人が解放後も日本に留まったと考えられる<sup>(15)</sup>。

戦後も引き続き日本に留まった朝鮮人たちは、日本で生活しながらも、朝鮮の文化や言語を継承するために、日本全国で国語講習所を自主的に開設した。開設の目的は、過去40年にわたり享受できずにいた朝鮮の文化や言語を取り戻すことにあった。つまり、国語講習所の設立は民族解放を实践した試みだったのである。

国語講習所は当初は地域の語学学校としての性格が強かったが、1946年になると学校としての機能を備えた。そして、在日朝鮮人連盟(朝連)が結成されると<sup>(16)</sup>、各地の国語講習所は朝連の文化事業として位置付けられた<sup>(17)</sup>。1947年1月には、朝連の第9回中央委員会で半永久的な教育政策の樹立、施設の充実、教育内容の民主化などが提唱され、民族教育の体系化に向けた提起がなされた<sup>(18)</sup>。朝連の指導で国語講習所名の改称や教科書の編纂も行われた<sup>(19)</sup>。こうして国語講習所は、朝連組織に完全に組み込まれた。

この頃、占領軍は全国の朝鮮人学校を警戒し始めた。それは、朝鮮人学校での共産主義教育について、また朝鮮人学校と日本共産党との繋がりについての報告を地方軍政部から受けたためであった<sup>(20)</sup>。確かに、朝連では共産主義者が一定の影響力を保持しており、

(13) 南朝鮮への帰還者の内訳は、1945年8月から1946年3月までに940,438人、1946年4月から同年末までに82,900人、1947年には8,392人、1948年には2,822人、1949年には3,482人、1950年には2,294人であったとされている。外村大『在日朝鮮人社会の歴史学的研究：形成・構造・変容』緑蔭書房、2004年、369頁。

(14) 森田芳夫『在日朝鮮人処遇の推移と現状』湖北社、1975年、67-68頁。

(15) 外村『在日朝鮮人社会の歴史学的研究』、367頁。

(16) 1945年10月、朝連は14の在日朝鮮人団体が統合したことにより結成された。呉圭祥『ドキュメント在日朝鮮人連盟：1945-1949』岩波書店、2009年、8頁；エドワード・ワグナー『日本における朝鮮少数民族：1904-1950』湖北社、1989年、93頁。朝連は、朝鮮での独立政府の樹立に献身、日本国民との交友と在日朝鮮人の日本での生活権の確立、朝鮮人の引き揚げ支援を活動の重要な指針として掲げた。呉圭祥『ドキュメント在日朝鮮人連盟』、14頁。

(17) 森田『在日朝鮮人処遇の推移と現状』、91頁。

(18) 金徳龍『朝鮮学校の戦後史』（前注9参照）、32頁。

(19) Intra-Section Memorandum, From Chief Education Division To Chief CIE, Korean Education Problem, 24 April 1948. GHQ/SCAP Records, Civil Information and Education Section (CIE, 民間情報教育局), CIE(C)04144 (国立国会図書館憲政資料室所蔵)。

(20) From Malcolm To Commanding General, 1 Corps, APO 301, Military Government Section, Enforcement of Japanese Law Against Koreans, 12 September 1947, CIE(C)04145。

共産主義が朝鮮人学校の教育活動においても理念的、実践的な基礎となっていた。また、1947年を境に在日朝鮮人の日本共産党員が増加し、朝連に対する日本共産党の指導も強化されていた<sup>(21)</sup>。そのため、朝鮮人学校は日本国内における共産主義の主な源泉の一つと見なされたのである。そして、占領軍は文部省に対して都道府県庁宛の通牒を作成するよう命じ、1948年1月24日、文部省は都道府県知事宛てに「朝鮮人学校設立の取扱いについて」（第一次学校閉鎖令）という通達を出した<sup>(22)</sup>。この通達の骨子は、在日朝鮮人が日本国籍者であることを前提に、在日朝鮮人も日本の法令に準ずる必要があるとして、その遵守を求めたものであった。また、この通達は朝鮮語教育を正課として盛り込むことを禁じ、学齢期の在日朝鮮人児童を日本の学校へ就学することを義務化し、各種学校の設置を否定した。

朝鮮人学校側は、この通達を朝鮮の言語と文化を教える民族教育の機会を奪うものと捉え、これに強く反発した。全国規模での閉鎖反対集会も開かれ、中でも大阪や兵庫での抗議行動が激しかった。神戸地区においては、4月に占領軍が非常事態宣言を発令するまでに至った<sup>(23)</sup>。これに対して森戸辰男文部大臣は「問題は、教育と、そうして学校の問題以上の、(中略)司法警察の問題にまで発展をいたしたのであります。それらの問題につきましては、むしろ文部省の範囲を越えたのであります」<sup>(24)</sup>と、教育問題から国内治安へと問題の性質が変化したという認識を述べた。

朝鮮人学校と日本政府との対立は暫く続いたが、5月5日に文部省と朝鮮人学校側との交渉が行われ、朝鮮人学校を私立にするという合意がなされた<sup>(25)</sup>。これは、占領期間是在日朝鮮人が日本国籍を有しているということから、在日朝鮮人にも日本の教育法の遵守を求めたものであった。すなわち、私立化という措置は朝鮮人学校において民族科目を正課として扱うことを禁じたものであった。私立化は、解放を実践する試みという民族教育の本質的な意味を失わせた措置だったのである。

1949年9月8日、占領軍と法務府は朝鮮人学校を運営する朝連を解散させ、10月13日には文部省管理局長と法務府特別審査局長が共同で「朝鮮人学校に対する措置について」という通達を発令し、全国の朝鮮人学校に対する二度目の閉鎖を命じた(第二次学校閉鎖令)<sup>(26)</sup>。閉鎖が発令された主な理由は、学校の設立者である朝連が解散を受けたこと、無認可学校が増えていることにあった。文部省は、19日に朝連経営の92校に即時閉鎖を命じ、朝連

(21) 金太基『戦後日本政治と在日朝鮮人問題：SCAPの対在日朝鮮人政策 1945～1952年』勁草書房、1997年、425頁；坪井豊吉『在日同胞の動き：戦前・戦後 在日韓国人(朝鮮)関係資料』自由生活社、1977年、32頁。

(22) 文部省学校教育局長より文部省大阪出張所長、都道府県知事宛通達「朝鮮人設立学校の取扱いについて」（官学5號）1948年1月24日、CIE(C)06902。

(23) 「神戸など非常事態宣言：朝鮮人学校閉鎖問題に発端」『朝日新聞』1948年4月25日号外。

(24) 「衆議院本会議第43号」『国会会議録』1948年4月27日(森戸辰夫文相の発言より)。

(25) 「1948年5月5日『在日朝鮮人教育対策委員会代表と文部当局との間に覚書交換』」『朝鮮研究』（日本朝鮮研究所）110号、1971年、21頁。

(26) 「第一次措置による閉鎖学校 昭和24年10月19日」GHQ/SCAP Records, Government Section (GS, 民政局), GS02504（国立国会図書館憲政資料室所蔵）。

経営ではない245校には改組の上で二週間以内に私立学校として申請し直すよう命じた<sup>(27)</sup>。

文部省の措置に対し国内外から批判が寄せられた。駐日韓国代表部は、文部省と法務府の措置に反対する書簡を10月25日付で占領軍に送付した。その書簡には、「朝鮮代表部に対してなんら適当なる警告なしに日本政府によって実施されたことを指摘したい」<sup>(28)</sup>と示されていた。この書簡には在日朝鮮人の権利擁護や教育保障を訴える内容は含まれていなかった。つまり、韓国政府は韓国を軽視した日本政府の手順に異を唱えたのであり、在日朝鮮人に対する扱いに反対したわけではなかった。実際に、日本政府は事前に韓国政府に相談をしていなかった。また、中曽根康弘など一部の日本の議員は、韓国政府からの批判を重く受け止め、学校を閉鎖した状態でおくのは不親切だと主張し、文部省の措置を批判した<sup>(29)</sup>。このような国内外からの批判は閉鎖令の撤回に繋がらなかったが、その後の文部省の姿勢にある程度の影響を及ぼすものとなった。後述するように、文部省は1950年代に入り韓国政府との双方協議を重視していくようになる。

通達を受けた地方自治体は、朝鮮人学校の校舎や土地を接収するなどの措置をとったが、その措置をめぐって複数の地域で混乱が生じた。閉鎖を受けた学校に通っていた在日朝鮮人児童は近隣の日本人学校への転校を命じられたのだが、地域によっては一つの学校に転校生が集中したり、転校を拒否し学校に通わない児童が増えたりした。その結果、近隣の日本人学校の定員超過、在日朝鮮人不就学児童の蔓延、治安の悪化などの問題が起こった。さらに在日朝鮮人児童の転校によって、在日朝鮮人児童と日本人児童との衝突も起こった。

このような混乱を一時的に収束させようと各々地域で試みられたのが旧朝鮮人学校の校舎の再利用およびその公立化であった。文部省は「暫定的措置」として朝鮮人学校の公立化を許容した<sup>(30)</sup>。そして、公立化した各朝鮮人学校に日本人教諭が配置された。東京都の場合、1949年12月20日に出された「東京都立朝鮮人学校設置に関する規則」<sup>(31)</sup>に基づいて、都内15校(小学校13校、中学校1校、高等学校1校)の朝鮮人学校が都立化された。

### 3. 対日講和条約締結後の日本政府の朝鮮人学校政策

1951年9月8日、サンフランシスコにおいて連合諸国と日本との間で「日本国との平和条約」(対日講和条約)が締結され、翌年4月28日に発効された。対日講和条約では、日本の

(27) 同上。

(28) 「朝鮮人学校閉鎖に関する朝鮮在日外交使節団よりの連合国総司令官宛書簡の転送に関する件(1949年10月25日)」国立公文書館デジタルアーカイブ[<http://www.digital.archives.go.jp/>] (2018年2月1日閲覧)；「在日朝鮮代表部から連合国軍最高司令官に提出せられた覚書 1949年10月24日」小沢有作編・解説『第一編 在日朝鮮人教育にたいする日本政府の政策』『朝鮮研究』110号、26-27頁。

(29) 「衆議院予算委員会第5号」『国会会議録』1949年11月19日(中曽根康弘衆議院議員(民主党)の発言より)。

(30) 「公立学校における朝鮮語等の取扱いについて(1949年11月1日)」(文初庶第166号、事務次官通達)日本教育学会教育制度研究委員会外国人学校制度研究小委員会『「在日朝鮮人とその教育」資料集 第1集』、1970年、26頁。

(31) 森田『在日朝鮮人処遇の推移と現状』(前注14参照)、98頁。



アジア諸国に対する戦後処理の観点は軽視され、日本を東アジアにおける反共の砦として築くことが優先された。そのためか、同条約には在日朝鮮人の国籍に関する規定が設けられなかった。日本政府は同条約第2条a項で定められた領土条項を基に、占領期間中に在日朝鮮人が有してきた日本国籍を喪失すると解釈した。そして、対日講和条約の発効を目前に控えた4月19日、法務府民事局長により在日朝鮮人の日本国籍喪失が通達された<sup>(32)</sup>。この法的地位の転換は、これまでの在日朝鮮人の権利義務関係を大きく変更するものとなり、各省庁においても在日朝鮮人政策の見直しを迫るものとなった。

対日講和条約の締結から二ヶ月が経った11月15日、外務省は、在日朝鮮人の国籍変更がそれまでの権利義務関係に多くの変更をもたらすと考え、関係各省庁に照会した<sup>(33)</sup>。これを受けた文部省は外務省の照会に対し、在日朝鮮人の教育の在り方を見直す必要があると返答した<sup>(34)</sup>。文部省の主張の論理は、次のようなものであった。在日朝鮮人が外国人となれば、彼らは義務教育の対象とはならないため、在日朝鮮人児童を公立学校に収容する義務はなくなる。また朝鮮人学校は私立学校法の規定によって都道府県知事の認可を受ける必要がある。つまり、公立朝鮮人学校を存立させる必要はないということであった。

文部省はこの政策の見直しについて、まず韓国政府に相談をもちかけた。日韓両政府の間では、在日朝鮮人問題の解決を目的に1951年10月20日から日韓予備会談が開催されていた。この会談は、韓国政府が対日講和条約に招請されなかったため、戦後の日韓関係は二者間交渉により問題解決が図られる必要があったこと、またその必要性を殊に求めている米国政府の斡旋を受けたこともあり、開催された。実際に、朝鮮人学校の問題が検討されたのは1952年1月末、日韓予備会談の国籍小委員会<sup>(35)</sup>においてであった。第二次学校閉鎖令の時の教訓を踏まえたためか、この委員会には日本側から文部省要人も参席した。

文部省も参加したこの会談において、韓国政府が最終的に主張したことは「義務教育を受ける権利と生活扶助を受ける権利が国民固有の権利に属するか否かは、将来居留民の間に問題が起こった場合の日本側の国内措置に俟つ事とし、本協定から落とす<sup>(36)</sup>」というも

(32) 法務府民事局長(村上朝一)通達第438号「平和条約に伴う朝鮮人台湾人等に関する国籍及び戸籍事務の処理について」(法務局長、地方法務局長宛)。

(33) 「朝鮮人の日本国籍離脱に伴う善後措置に関する件 管総合第一四〇四号 昭和二六年十一月十五日 外務事務次官より」日韓市民でつくる日韓会談文書・全面公開を求める会(日本公開の日韓会談文書 第五次開示決定文書)(以下、「全面公開を求める会」)[[http://www.f8.wx301.smilestart.ne.jp/nihonkokai/5ji/no5\\_link.htm](http://www.f8.wx301.smilestart.ne.jp/nihonkokai/5ji/no5_link.htm)] (2018年2月1日閲覧)。

(34) 「朝鮮人の日本国籍喪失に伴う善後処置に関する件 外務事務次官宛 文部事務次官日高第四郎(1951年12月5日)」浅野豊美、吉澤文寿、李東俊編集・解説『日韓国交正常化問題資料 第1期 1945年～1953年第4巻 在日・法的地位問題』現代史料出版、2010年、510頁。

(35) 国籍小委員会は、在日朝鮮人の国籍問題を検討する委員会である。1951年10月から翌年4月にかけて36回開催された。

(36) 「国籍処遇小委員会(第二五回)(1952年1月29日)」浅野他編『日韓国交正常化問題資料』、246頁；マキー(藤原)智子『「外国人学校制度」の創設の試み：日韓会談期における在日朝鮮人対策の模索』『北海道大学大学院教育学研究員紀要』118号、2013年、34-35頁。

のであった。つまり、韓国政府は在日朝鮮人の教育問題の処置について日本側に委任したのである。韓国側のこの判断は、経済的な考慮によるものだと考えられる。教育問題と並行して生活保護についても日韓間で話し合われていたが、韓国政府は在日朝鮮人の生活保護費用を負担することは「実際問題として出来ない」<sup>(37)</sup>と述べていた。そのことから考えると教育問題に関してもこの時点では費用を負担できないと考えたと推測される。いずれにせよ、この会談をきっかけに在日朝鮮人の教育に関して日本政府がイニシアティブをとることになった。

韓国政府は、在日朝鮮人の教育問題の処置について日本側に委任したものの、要望は示した。韓国政府の要望は、在日朝鮮人は日本に納税している以上、在日朝鮮人の日本の教育機関への就学は許容されるべきだということであった<sup>(38)</sup>。ただし、韓国側の要望はあくまで個人の就学についてであった。この会談では、朝鮮人学校の状況についても話し合われたが、特段の方針は決められなかった。後述するように、このことが後の文部省の政策に影響を及ぼすこととなる。

日韓間での調整を経て、文部省は1952年夏には法務府とともに在日朝鮮人児童や朝鮮人学校に対する措置方針を固めた。その内容は次の通りである。

- 一、在日朝鮮人は講和発効後の現在、他外国人と同様の取扱いをうけるのが当然で、このため私立学校を設置する場合は、日本政府の私立学校法にもとづいて設置しなくてはならない
- 二、国立、公立の学校に入学する場合は、他の外国人と同様とする。但し独立校や独立の分校を設置したり、朝鮮人教員を採用したり、朝鮮語、朝鮮歴史を特別に教授したりする特別な扱いはしないこと
- 三、現に国立、公立の学校に在学している者はその就学を認める
- 四、公立学校で朝鮮語、朝鮮歴史を特別に教授している場合は昭和二十八年三月三十一日までとすること
- 五、右の条件に対して私立学校を設置する希望のない場合は左[下記]の条件の下に公立学校の存続を認める
  - ①在学生在が卒業するまでの期間で新入生を認めない
  - ②教員は日本人教員に限る
  - ③朝鮮語、朝鮮歴史の授業は行わない
- 六、現存する独立校または独立の分校は、これを速やかに廃止し、左[下記]の条件の下に私立学校の設置を認めることができる
  - ①施設を引続き使用すること

(37) 浅野他編『日韓国交正常化問題資料』、246-247頁。

(38) 「제일차한일회담 (1952.2.15-4.21) : 제일한인의 법적지위위원회 회의록, 제1차-36차, 1951.10.30-1952.4.1 제29차」『동아닷컴: 디지털스토리』1952年2月4日 [http://www.donga.com/news/d\_story/politics/K\_J\_agreement65/data.html] (2018年2月1日閲覧)。

- ②在学している児童、生徒が卒業するまで、その教育に必要な経常費の補助を行う<sup>(39)</sup>  
 (角括弧は引用者による補足、以下同様)

この措置方針は、第一に在日朝鮮人の就学に関する方針と、第二に公立朝鮮人学校に関する方針の二つから成り立っていた。第一の方針は、在日朝鮮人は日本国籍を失うために、就学義務を失うというものである。第二項の「他外国人と同様の取扱いを受ける」という文言は、在日朝鮮人は日本国籍保有者と同様に取り扱われないことを意味している。第二の方針は、現存する公立朝鮮人学校を将来的に廃止し、新たな公立朝鮮人学校の設置を禁ずるというものである。残存する学校については、在学生在が卒業するまで存続を認めるものの、新入生を認めないということは、それらの学校を漸次的に廃止していくということである。また、存続する間の民族科目の教授は禁止された。さらには、公立朝鮮人学校を新たに設置することも禁止された。文部省は、公費支出による公立朝鮮人学校を全面的に廃止する方針を明らかにしたのである。文部省と法務府はこの措置方針を「今週中にも発表する予定である」と述べていた<sup>(40)</sup>。

しかし、この措置方針は発表されなかった。それから半年弱が経過し、文部省は第一の方針のみを通達として発令した。その通達が、1953年2月11日に発せられた「朝鮮人の義務教育学校への就学について」<sup>(41)</sup>である。この通達の要点は次の通りである。在日朝鮮人児童の就学は、平和条約が発効することにより在日朝鮮人が日本の国籍を有しなくなることから、学令簿に登載する必要はなく、また就学義務履行の督促という問題もないという内容のものがあった。ただし、文部省はこの通達に「二、朝鮮人については、従来からの特別の事情もあるので、(中略)1、日韓友好精神に基づき、なるべく便宜を供与することを旨とすること」<sup>(42)</sup>という規定も盛り込んだ。つまり、在日朝鮮人が日本の学校への就学を希望すれば、「日韓友好精神」に基づき便宜的に認めるということである。これは、日韓予備会談における韓国側の要望が反映されたものだと思われる。実際に、文部省の田中義雄初等中等教育局長は「日韓協定までは暫定的にこの通達以外には方法はない」<sup>(43)</sup>と述べている。つまり、在日朝鮮人の就学義務については既に韓国側から承認を得ていることもあり、その点に限り実現が可能だったということであろう。

第二の方針即ち公立朝鮮人学校の廃止について、文部省は決着をつけられない状況に置

(39)「私立学校の設置も可能:在日朝鮮人の教育に新措置か」『内外教育版』1952年7月8日、2頁。『内外教育版』は、時事通信社が発行する情報誌である。時事通信社は、1936年に設立された日本の最有力通信社である同盟通信社を引き継いだ会社である。「会社概要」時事通信社ホームページ 時事ドットコム[[http://www.jiji.com/c\\_profile/profile.html](http://www.jiji.com/c_profile/profile.html)] (2018年2月1日閲覧)。

(40)「公立朝鮮人学校は廃止:文部省・私学へ切替え方針決る」『日本教育新聞』1952年7月12日。

(41)「朝鮮人の義務教育学校への就学について」(文初財七四号)初中局長発 都道府県教委宛、1953年2月11日(自民党政調会外人教育小委員会『外人教育関係資料』1964年、132頁)。

(42)日本教育学会教育制度研究委員会他『「在日朝鮮人とその教育」資料集 第1集」(前注30参照)、32頁。

(43)「宙に迷う朝鮮人児童:講和後初の入学期 まだ出さぬ就学通告」『読売新聞』1953年2月19日朝刊。

かれていた。この状況を文部省は次のように説明した。

関係当局者では、日韓両国間の問題として解決すべき点は山積しており、それらの問題が解決されれば、一小部分である教育問題はたちまち氷解するとみている。したがって現段階としては、なるべく在日朝鮮人を刺激せず、いわば情勢を見まもり、拱手傍観している以外に方法はないというのが実情のようである。<sup>(44)</sup>

文部省は、無理に公立朝鮮人学校の対処を進めるのではなく「拱手傍観」、即ち敢えて何もしない以外にできることはないと考えていたのであった。

公立朝鮮人学校の廃止の実現について、文部省は苦心した。その理由は第一に、日韓会談との兼ね合いや省内での共通見解を見出せない点にあった。田中義雄初等中等教育局長は「私立移管が未だに決定しないのは公立のまゝでいゝではないかとの意見を持つものもあるうえに、日韓会談の成行きを待っていたり、諸種の理由から今日までのびのびとなつてしまったわけである」<sup>(45)</sup>と述べていた。文部省にとって、「日韓会談の成行き」は在日朝鮮人の教育政策を決める上で重要な要素であった。日高第四郎文部次官は、朝鮮人学校の私立への転換は「法律論としては当然」であると認めつつも、「朝鮮人に対する政府としての全体的な態度が決められなければこの問題も解決されない」と述べていた<sup>(46)</sup>。

第二に、朝鮮人学校の問題は対日講和条約締結後も治安問題に直結すると見なされたことにある。公安調査庁は「私立移管については文部省において慎重対策討議中で近く成案を見るものと思はれるが(中略)民戦祖防<sup>(47)</sup>等において強く反対の方針を打出しているのでこれが実施に際しては活発な反対斗争の展開が予想されるので(中略)指導的分子を把握する等事前における基礎調査を完了し事態の発生に備え遺憾のないように努められたい」<sup>(48)</sup>と在日朝鮮人団体の現状を報告し、教育問題が治安問題に繋がる可能性に懸念を示した。1953年5月、第五次吉田内閣で文部大臣として任命された大達茂雄<sup>(49)</sup>は、朝鮮人学校問題が及ぼす治安問題への影響を懸念して12月8日の文部委員会において次のように述べた。

(44)「特集 国際理解教育三つの話題：動乱の彼方につながる Bの例・・・朝鮮人学校」『内外教育版』1953年6月30日、4-5頁。

(45)「極左の指令で動く朝鮮人学校：無視される法規 手ぬるい当局に批判の声」『読売新聞』1952年8月26日朝刊。

(46)「名目は移管でも実際は閉鎖：あの辱しめ、もう御免だ」『社会タイムス』1952年7月12日。

(47)「祖防」とは、祖国防衛委員会の略称である。朝鮮戦争の勃発をきっかけに、民族対策部(日本共産党の朝鮮人党員指導部)が非公式に設けた委員会である。祖防は、「在日朝鮮人の統一を強化」を目指し、「民戦を統一戦線に発展させる行動部隊」である。祖防は、「戦線体には正式に加盟しない」が、「民戦と祖防は大衆団体としては対等であり、民対指導の下に党がこれを指導」した。坪井『在日同胞の動き』(前注21参照)、388-392頁。

(48)井上敏夫、井上學、渡部富哉編・解説・解題『朝鮮戦争下公安関係資料：光永源槌資料 第1巻』不二出版、2011年、94-95頁。

(49)大達茂雄は、旧内務官僚であり内務大臣まで務めた経験がある。戦後は戦犯として巣鴨に収容された。大達茂雄『私の見た日教組：教育二法案を繞る国会論争』新世紀社、1955年、301頁。



大達は、文部省として「大体の考え方をまとめ」て「関係方面と協議をして」いるが「十分な了解を得るに至らない」と前置きしながら、「これ[朝鮮人学校問題]はむろん教育あるいは学校の経営の問題ではありますが、実は治安の問題と関連いたしますので、治安当局(中略)がなければならぬのでありまして、さような意味で今日まだ結論に達していません」<sup>(50)</sup>と状況を説明した。

公立朝鮮人学校の廃止は先延ばしされたが、文部省は廃止の意向を堅持した。1953年8月22日、外務省主宰で朝鮮問題連絡協議会<sup>(51)</sup>が開催された。この協議会は、「対朝鮮問題は日本においても次第に大きな政治的な問題になりつつある」ことから、総合的な対策立案を図ることを目的に開催されたもので、その目的の一環で朝鮮人学校の問題も議論された。廃止の方法などについて具体的な議論は交わされなかったが、同協議会に参加した文部省は「今後在日韓人子弟だけの独立校を私立に切替えて行く対策」<sup>(52)</sup>が必要だと見解を示していた。

その二か月後、10月27日付で文部省が作成した「在日朝鮮人の教育上の取扱いに関する基本方針案」<sup>(53)</sup>には、在日朝鮮人の就学義務の停止と、公立朝鮮人学校の廃止の両方が盛り込まれていた。この基本方針は、内容を見る限り1952年夏に策定された措置方針を引き継いだものとも思われるが、両者には大きな違いがあった。その違いとは、第一に今回の基本方針案は閣議に提出するために作成された点である。閣議にかけるといった文部省の行動から、文部省が朝鮮人学校の廃止を緊急に対処すべきものとして認識していたということが窺える。第二に、基本方針案では措置方針よりも行政の裁量がより多く認められている点である。基本方針案には、「六、朝鮮人を多数集团的に収容する学校については、関係当局は特に管理を十分に行い、法令の遵守、秩序の保持に努め、なお適正な学校運営を確保し得ない場合は学校の閉鎖を行うものとする」と明記されている。措置方針には示されていなかった「閉鎖」という文言が追記され、学校が法令違反をした場合に行政が取りうる強硬措置として定められたのである。しかし、この基本方針案は結局閣議に提出されなかった。

以上のように、文部省は対日講和条約締結直後から公立朝鮮人学校を廃止する方針を示していた。しかし、日韓関係の成り行き、省内での共通見解を見出せない点、治安問題への影響などが拘束要因となり、公立朝鮮人学校の廃止は先送りにされた。

(50)「衆議院文部委員会第2号(1953年12月8日)」『国会会議録』、大達茂雄文相。

(51) 外務省アジア局長「朝鮮問題協議会開催の件 昭和二十七年八月十九日」全面公開を求める会(前注33参照)(2018年2月1日閲覧)。

(52)「朝鮮関係懸案例 昭和二十七年八月二日」全面公開を求める会(2018年2月1日閲覧)。

(53)「在日朝鮮人の教育上の取扱いに関する基本方針案(1953年10月27日)」浅野他編『日韓国交正常化問題資料』(前注34参照)、356頁。



#### 4. 日朝共同闘争と私立移管反対運動

朝連解散から約三か月後の12月、日本共産党の朝鮮人党員指導部は、民族対策部(以下、「民対」)を設け、朝連に代わる組織の結成を進めた。1951年1月9日、民戦結成全国大会が開かれ民戦が結成された<sup>(54)</sup>。

この大会では宣言、綱領、規約、活動方針が決定された。紙幅の関係上その全てを掲載できないが、大会で掲げられた民戦の基本的な指針は、「米帝国主義者」の侵略からアジアを守ることであった。民戦は、そのためには「祖国」の解放と日本の民主化が必要だという考えを示した<sup>(55)</sup>。綱領の第一項では、「祖国の完全な独立」と朝鮮からの「外国軍の撤退」を要求することが規定され、第七項では共和国を「死守」することが規定された<sup>(56)</sup>。その一方で、第五項では米国によるアジア侵略の基地とする軍事化に反対し、全面講和締結を目指すことが規定された。民戦にとって当面の課題は日本の軍事化、すなわち日本の再軍備に反対することであり、そのためには全面講和を達成する必要があるということであった。そして、「米帝国主義者」と「野合した日本政府」が在日朝鮮人の人権を侵害している点にも強い抵抗を示し、綱領の第二項、第三項では、在日朝鮮人の生活を擁護する必要性が主張された。

民戦は結成当初から共和国政府の「死守」を掲げたものの、組織的には日本共産党の指導の下に置かれた。それゆえ、祖国の解放ばかりでなく、日本の民主化を達成することが在日朝鮮人の解放に繋がると考えられた。さらに興味深い点は、「日本人民との共斗態勢を確立」<sup>(57)</sup>することも重視された点である。これは、結成大会決定事項で示されたのだが、在日朝鮮人の民族的な課題について権力闘争によってその解決を目指すというものでもあった。つまり、民族的要求を旧宗主国側に求めてきた従来の闘争を、日本の国家権力を弱体化させるための闘争に転換させるというものである。それを「日本人」との共同闘争を通じて達成させようとするものであった。このような民戦の在り方は、この時期の教育を巡る運動や朝鮮人学校における教育にも影響した。

対日講和条約の発効と在日朝鮮人の日本国籍喪失の通達から二か月後の6月、東京都の川崎周一教育長が講和発効による在日朝鮮人教育への影響について自身の意向を示した。川崎は、「講和発効と共に独立国民-外国人となるわけだから、子弟教育の責任も従って朝鮮人に移されるべきである。本来外国人子弟教育の責任を日本政府が負う事は正常でなく、自民族子弟教育の責任はその民族の手に返されるのが正常であろう」<sup>(58)</sup>と述べた。これは朝鮮人教職員組合(朝教組)との第一回の会見の際、川崎個人の見解として述べられたものであった。この発言には、対日講和条約の発効によって、日本政府に在日朝鮮人の子

(54) 坪井『在日同胞の動き』(前注21参照)、412頁。

(55) 最高検察庁公安資料室提供『在日朝鮮人団体重要資料集：1948年～1952年』湖北社、1975年、77頁。

(56) 最高検察庁公安資料室提供『在日朝鮮人団体重要資料集』、81-82頁。

(57) 最高検察庁公安資料室提供『在日朝鮮人団体重要資料集』、79頁。

(58) 東京都立朝鮮学校教職員組合情報宣伝部編『民族の子：朝鮮人学校問題』1954年11月、19頁(朴慶植編『在日朝鮮人関係資料集成：戦後編 第7巻』不二出版、2000年、279頁)。

弟教育に関する責任がなくなるという考え方の理路が示されている。

川崎個人の見解ではあったが、民戦やその傘下にある朝鮮人学校側には、川崎の発言は実質的な意味を持つものとして捉えられた。1952年10月、民戦第7回中央委員会では具体的な闘争方針として「民主民族教育防衛闘争方針」が発表された。この闘争方針は、①教育費の獲得と学校の復旧、②特設学級の設置、③私立移管反対、④児童奪還闘争という四つの項目から構成された<sup>(59)</sup>。①は、民族教育を日本の国庫によって保障させるということである。②は、学校が閉鎖された地域においては転入先の日本人学校において在日朝鮮人児童だけのクラスを設置させるということである。③は、公立朝鮮人学校を廃止させ私立に移管させることを反対する闘争である。④は、1949年の学校閉鎖により多くの在日朝鮮人児童が日本の学校へ編入したため、それら児童を奪還するための運動であった<sup>(60)</sup>。この闘争方針は全国的なものであったが、各地域や各学校の現状に合わせて展開された。

東京都の朝鮮人学校において、最も懸念されたのは都立から私立への移管であった。そもそも都立という状態は、①で示されているように日本の国庫によって民族教育が保障されている状態であった。しかし、都立から私立に移管すれば教育費は自費負担となる。それゆえ、東京都の朝鮮人学校は都立の状態を望み、①の方針に基づいて③に示された私立移管反対闘争を大々的に展開した。

10月10日、都立朝鮮人学校側は「朝鮮人子弟の教育を守るために(公立朝鮮人学校私立移管反対署名趣意書)」<sup>(61)</sup>を作成し、私立移管に反対する全国的な署名運動を展開した。この署名運動には、在日朝鮮人の教職員だけでなく、都立朝鮮人学校で教鞭をとる日本人、日本人の有識者や活動家なども発起人として加わった。いわば日朝共闘運動が展開されたのである。ただし、この運動に関わった「日本人」は知識人、活動家、一部の政治家であり、日本社会に広範に展開されたものではなかった。

民戦や朝鮮人学校側が私立移管政策に反対した理由は、その政策が対日講和条約や日米安保条約の締結と密接不可分であると捉えられたためであった。朝鮮人学校PTA連合会と朝教組は、両条約は外国軍の駐屯を認め、その結果「日本に於る一切の反戦的勢力をしらみつぶしにする事がもくろまれ」ていると危機感を募らせた。さらに、「日本に於る軍国主義の最も集中的なぎせい者であり、それ故に又最も強硬な軍国主義の反対者—在日朝鮮人子弟の教育機関を容易に壓殺し得る状態に移行させようと企てられている」と懸念が示された<sup>(62)</sup>。すなわち、民戦や学校側は日本の「軍国主義」への回帰に懸念を示し、またそれが「反戦的勢力」の一つである朝鮮人学校を窮地に追い詰めると考えたのである。

(59) 金徳龍『朝鮮学校の戦後史』（前注9参照）、111頁。

(60) 呉永鎬『1950～1960年代における朝鮮学校教育史』（前注10参照）、53頁。

(61) 梶井陟『都立朝鮮人学校の日本人教師：1950-1955』岩波書店、2014年、100-104頁。

(62) 在日本朝鮮人学校PTA連合会、東京都朝鮮人学校教職員組合『教育の自由を守るために：在日朝鮮人少年教育問題について』1952年、23頁(B02-4195、朝鮮大学校在日朝鮮人関係資料室所蔵文書)。

このように、民戦結成当初の朝鮮人学校の運動は、国庫負担を実現できる都立としての継続を望み、私立移管に反対するというものであった。それは、呉永鎬が述べるように、この時期の民戦が民族教育の継続を掲げながらも、これを日本政府の国庫負担によって実現させるといった二つの要求を掲げていたことに起因した<sup>(63)</sup>。しかし、その後民戦内で闘争方針が見直される過程で、そのような要求も質的な変化を迫られることとなる。

## 5. 共和国政府と在日朝鮮人社会の紐帯形成

### 5.1 民戦における闘争方針の見直し

1948年9月の朝鮮民主主義人民共和国成立以降、朝連は組織をあげて共和国政府を支持してきた。共和国政府は10月8日、共和国創建慶祝朝連代表を平壤に招請した。それを受け12月23日に後に在日朝鮮人総聯合会(総連)の最高責任者となる韓徳銖<sup>ハンドクス</sup>らが朝連の代表として訪朝した。金日成<sup>キムイルソン</sup>は、代表団に共和国政府の周囲に固く結集するよう指示し、解放後民族教育を発展させてきた在日朝鮮人運動は立派だと評し、今後も愛国的な精神を植え付ける必要性を説いた<sup>(64)</sup>。以来、朝連と共和国は良好な関係を維持してきた。

ただし、共和国への支持を求めた金の指示は、在日朝鮮人運動に直ちに切り入れづらい状況であった。朴正鎮<sup>パクチョンジン</sup>によれば、朝連が日本共産党の指導をより重視していたためであったという<sup>(65)</sup>。先述したように1947年以降、在日朝鮮人の日本共産党員が増加し朝連に対する日本共産党の指導も強化されていた。朝連解散後の民戦も、日本共産党の指導の下に置かれていたため、共和国の指示を反映できる状況に置かれていなかった。

しかし、1952年春頃から在日朝鮮人運動の在り方をめぐって組織内で変化が表れ始めた。民戦内部では日本共産党を支持し日本の革命運動の中に在日朝鮮人運動を位置付ける日共派と、共和国の指導の下に祖国の革命のために闘うべきだと主張する民族派とに分裂して対立が生じたのである。この対立を如実に示す例が、1952年4月28日に『新しい朝鮮』<sup>(66)</sup>に掲載された論文をめぐって生じた波紋である。その論文は、ペク・スボンなる人物による「愛国陣営の純化と強化のために」<sup>(67)</sup>（以下、「ペク・スボン論文」という論文である。この論文の著者ペク・スボンとは、韓徳銖のペンネームである。当時の韓は民族派の中心人物であり、これ以後、共和国との関係を強化する方向へ在日朝鮮人運動を導いていく。1951年12月、民戦第二次全国大会において民戦結成当時に採択された綱領が改定さ

(63) 呉永鎬『1950～1960年代における朝鮮学校教育史』（前注10参照）、63頁。

(64) 김일성「재일조선동포들은 자주독립국가의 해외공민된 긍지와 자부심을 가지고 살아야 한다: 조선민주주의인민공화국창건 재일조선인 경축단과 한 담화 1948년 12월 23일」『재일조선인운동의 강화발전을 위하여』조선로동당출판사、1997년、5-7頁。

(65) 朴正鎮『日朝冷戦構造の誕生：1945-1965 封印された外交史』平凡社、2012年、46頁。

(66) 『新しい朝鮮』は、祖国防衛委員会が発行していた機関紙である。

(67) ペク・スボン「愛国陣営の純化と強化のために：社会民主主義路線と傾向を排撃しよう」朴慶植編『朝鮮問題資料叢書：日本共産党と朝鮮問題 第15巻』アジア問題研究所、1991年、152-159頁。

れたのであるが、その改定版では「朝鮮民主主義共和国を死守する」という項目が削除された。「ペク・スボン論文」<sup>(68)</sup>の目的はこの項目の削除を批判することにあった。この削除は、民戦の中でも中立系であった李康勲<sup>リ ガンフン</sup><sup>(69)</sup>によるものであったが、朴正鎮によれば民戦を掌握していた日共派の同意なしには不可能であったという<sup>(70)</sup>。

「ペク・スボン論文」の発表によって民戦内部では波紋が生じた。1952年6月10日には、この論文の反駁文が発表された。その反駁文では「[ペク・スボン]論文とその論文につらぬかれている思想とが、もしわが在日六〇万同胞の間に浸透するならば、明らかにわれわれの陣営を思想的にも組織的にも大混乱に導く極めて悪質な内容をもっているものである」と示された。そして、「陣営内部から出されているものであるが故に、このような誤った見解に対しては力をこめて粉碎しておかなければならない」と示された<sup>(71)</sup>。綱領の修正を手掛けた李康勲らに向けられた「ペク・スボン論文」は、まさに組織の分水嶺となり、日共派と民族派の対立を激化させた。

以後、民族派は民戦の外郭を整備した。解放新聞社<sup>(72)</sup>や朝鮮通信社<sup>(73)</sup>においては、民族派が役員となり、組織内における実権を掌握した。というのも、メディアによる報道は、在日朝鮮人社会に影響を及ぼす上で即効性があり、且つ広範に影響を及ぼせたためである。1952年8月には民族派の李珍圭<sup>リ チンギュ</sup>、魚唐<sup>オ ダン</sup>、金尚起<sup>キムサンギ</sup>が、民戦が経営していた学友書房という出版社を株式会社化した<sup>(74)</sup>。学友書房は、朝鮮人学校の教科書や、翻刻した共和国関係の書籍を出版していた<sup>(75)</sup>。李珍圭は、朝連時代から組織の文教部長を務め、民戦時代においては中央常任委員会のメンバーで文教部長を務める傍ら、都立朝鮮人学校高等部で講師、中央朝鮮師範学校<sup>(76)</sup>でも校長を務めた。総連時代も教育部長を務め、後に総連の副議長となった。魚は都立朝鮮人学校の高等部講師であり、金は学友書房の社長、PTAの会計

(68) 「ペク・スボン論文」は、10項目から構成されている。大まかな内容は次の通りである。在日朝鮮人にとって共和国政府は唯一の朝鮮人民と国家であり、共和国と韓国という両国に対する態度から愛国的、人民的であるということが判別できるというものであった。そのため、共和国を排斥する個人は、民戦に迎え入れるべきでないとされた。また、在日朝鮮人は「祖国を持たない民族でもなく、流浪民族でもなければ日本における少数民族でもなく」、共和国国民としての外国人であると主張された。

(69) 李康勲は、民戦結成当時の議長団の一人である。

(70) 朴正鎮『日朝冷戦構造の誕生』（前注65参照）、55頁。

(71) 『『愛国陣営の純化と強化のために：社会民主主義の路線と傾向を排撃しよう』の論文を駁す』『北極星』7号、1952年6月10日（朴慶植編『朝鮮問題資料叢書：日本共産党と朝鮮問題 第15巻』1991年、160頁）。

(72) 解放新聞社は、『解放新聞』を発行していた新聞社である。『解放新聞』は、1945年10月『朝鮮民衆新聞』として発行され、その後1946年8月に『ウリ新聞』、同年9月から『解放新聞』と改称された。その後は、朝連の機関紙的な役割を果たし、朝連解散後も報道を続けた。『解放新聞』は1950年8月2日に停刊し、1952年5月に復刊した。小林聡明『在日朝鮮人のメディア空間：GHQ占領期における新聞発行とそのダイナミズム』風響社、2007年、20頁。

(73) 朝鮮通信社は、1948年3月、建設通信社として創立され、1950年9月30日に当局から発禁処分を受けた。共和国の中央通信と特約し、共和国の宣伝通信を載せる日刊通信を発行していた。坪井『在日同胞の動き』（前注21参照）、547頁。

(74) 坪井『在日同胞の動き』、548頁。

(75) 坪井『在日同胞の動き』、477、548頁。

(76) 中央朝鮮師範学校は、教員養成を目的に設立された総合大学である。現在の朝鮮大学校の前身である。



監査役<sup>(77)</sup>でもあった。

さらに、<sup>リムグアンチョル</sup>林光徹、<sup>ホナムギ</sup>許南麒、<sup>ソンジハク</sup>宋枝学など都立朝鮮人学校の講師らが教材、教科書の編著者となった。いずれも民族派の在日朝鮮人である。これらの者は、東京都の朝鮮人学校において教育活動を行っていた。つまり、民族派の影響は学校にまで及んでいたのである。次の宋の発言からも、民族派が朝鮮人学校の教育内容に影響を及ぼしたことが窺える。

従来まで日本人学校の教科目をそのまま踏襲する傾向があった。しかし反動的な教育体系にしたがっていくことは、わが教育理念にあまりに距離が遠い。したがってわれわれの教科目編成は、民主朝鮮国家の建設に役立つ愛国者や有能な民族中堅幹部を養成するという教育目標に到達するための、編成がなされなければならない。<sup>(78)</sup>

宋は、民戦期の教育は日本人学校の教科目の「踏襲」であると批判し、これからの教科目編成は「民主朝鮮国家の建設」を目指し愛国者を養成するために目標が掲げられなければならないと示した。このような宋の発言は、「愛国陣営の純化と強化」を主張した「ペク・スボン論文」や民族派の理念に適うものであった。

「ペク・スボン論文」発表後、民族派は在日朝鮮人運動の見直しを求め金日成に教えを乞い、連絡員を共和国に派遣した<sup>(79)</sup>。その連絡員が誰だったのかは明かされていないが、1952年12月2日、連絡員は金日成と接見し在日朝鮮人運動の現状を伝え助言を得た。金日成は、「日本の革命の主人は、飽くまで日本人民です。在日朝鮮人が日本人民に代わって日本の革命をすることはできません」<sup>(80)</sup>と述べ、日本共産党の指導の下に置かれている在日朝鮮人運動の現状を批判した。また、金はその方向に導いた一部の民戦の指導層に責任があると述べた<sup>(81)</sup>。そのうえで金は、在日朝鮮人運動は、朝鮮労働党と共和国政府の指示によるべきだと示し、在日朝鮮人は日本に住んでいても祖国の統一と独立のために闘争を展開すべきだと示した<sup>(82)</sup>。最後に金は、連絡員に対し自身の意向を韓徳銖に伝えてほしいと述べ、共和国においても何らかの対策を設けると付言した<sup>(83)</sup>。民族派らは、この時の金の談話を「路線転換の方針」と崇め、韓徳銖はこれを在日朝鮮人運動の根本目的を明確にしたものだと捉えた<sup>(84)</sup>。

(77) 동경도립조선인고등학교, 동경도립조선인중학교 PTA 「1952년도 학교보고서」 1953년 4월 30일, 8頁(朴慶植編『在日朝鮮人関係資料集成 第7巻』(前注58参照)、3頁)。

(78) 坪井『在日同胞の動き』(前注21参照)、477頁。

(79) 서만술「김일성주석님의 애국유산, 총련은 이렇게 결성되었습니다」『김일성주석회고기(1)』조선로동당출판사, 2004년, 25頁。

(80) 김일성「재일조선인운동은 민족적애국운동으로 되어야 한다: 재일조선인 연락원과 한 담화」1952년 12월 2일『재일조선인운동의 강화발전을 위하여』조선로동당출판사, 1997년, 13頁。

(81) 김「재일조선인운동은 민족적애국운동으로 되어야 한다」、14-15頁。

(82) 김「재일조선인운동은 민족적애국운동으로 되어야 한다」(前注80参照)、16頁。

(83) 김「재일조선인운동은 민족적애국운동으로 되어야 한다」、17頁。

(84) 韓徳銖『主体的海外僑胞運動の思想と実践』未來社、1986年、159頁。

民族派の影響は、民戦の活動方針や教育現場においても反映されつつあった。1952年12月に開催された民戦東京都大会において、「一般情勢及活動方針」が発表された。教育に関わるものとしては、「(二)生活と自由と民族教育・文化を守るための活動」において「国語[＝朝鮮語]の使用強化」が対内的闘争目標として掲げられた<sup>(85)</sup>。具体的には、「朝鮮民族の要求は朝鮮人になるということであり、祖国を愛する心だ」と示され「国語を知らない人は朝鮮人として活動ができない」と示されている。この方針が教育現場にどの程度反映されたかはさらなる調査が必要であるが、興味深いのは、都立朝鮮人学校中等部一年の教科目では1951年から1953年の間に変化が見受けられる点である。1951年には朝鮮語が週五時間、朝鮮の歴史と地理が各週二時間、日本語は週二時間であった<sup>(86)</sup>。それに対し、1953年は朝鮮語が週七時間、朝鮮の地理や歴史が各二、三時間、日本語が二時間であった<sup>(87)</sup>。元々朝鮮語に割いている時間は日本語より多いが、1953年以降になると朝鮮語、朝鮮史の授業時間が増えている。この変化は、全国的な傾向であったのか、また民族派の指示によるものなのかは定かではない。しかし、この頃から民族派が民族主義的な教育普及に努めたことは確かであった。

民族派の教育活動への関与は、全国的な展開だったかもしれないが、東京においては先に述べた民族派の中心人物が直接教育現場に赴いていた。その意味で、影響力、その迅速性においても東京は変化をいち早く受けた場所だと考えられる。また、後述するように日本政府もそれを認知していたのか、東京都における教育活動を特に警戒し、それを頻繁に議論の俎上にあげた。

しかし、依然日共派の影響力は根強く残っており、「共同闘争」を重視する従来の闘争方針も引き継がれていた。1953年9月8日、民戦中央の文教部公文書「一〇、一九学校廃止四周年記念教育闘争指針」(以下、「一〇、一九闘争指針」)では六つの具体的な闘争方針が示され、その第三項では、都立朝鮮人学校の闘争方針が示された<sup>(88)</sup>。その内容は「学校の施設拡充と修理、予算増加、朝鮮人教員の増員と待遇改善の要求を掲げて闘い、学校廃止を反対する運動を展開する」ということであった。そして、これらの闘争を「成功」させるために、日本の平和団体、文化団体、民主団体、労働組合との「共同闘争」の展開を継続することが重視された。これまでの闘争でも主張されたように、日本の再軍備が在日朝鮮人運動の教育にも悪影響を及ぼすと捉えられたためであった。

(85) 東京常任委員会「在日朝鮮統一民主戦線東京都大会 一般情勢及活動方針」1952年12月、16頁(朴慶植編『在日朝鮮人関係資料集成：戦後編 第4巻』、不二出版、2000年、67頁)。

(86) 동경도립조선인고등학교, 동경도립조선인중학교「1951년도 학교보고서」1952년4월30일、13頁(朴慶植編『在日朝鮮人関係資料集成 第7巻』(前注58参照)、4頁)。

(87) 동경도립조선인고등학교, 동경도립조선인중학교PTA「1953년도 학교보고서」1954년6월1일、10頁(朴慶植編『在日朝鮮人関係資料集成 第7巻』(前注58参照)、63頁)。

(88) 민전중앙문교부「一〇、一九학교 폐쇄 四주년 기념 교육 투쟁 지침」1953년9월8일(B01-03237、朝鮮大学校在日朝鮮人関係資料室所蔵文書)。

しかし、1954年にはこのような闘争方針は、民族派の林光徹都立朝鮮中高等学校長から非難された。その非難は『『戦術家』と民族教育』という題で6月24日の『解放新聞』に掲載された<sup>(89)</sup>。「戦術家」とは、日共派を指すものと思われる。記事では、学校から共和国の国旗や首領の肖像画がなくなり、さらに祖国志向の学生たちの行動に対して、「戦術家」が「それは戦術的に正しくない」と非難した様相などが示されている。林は、「戦術家」たちが『『日本の人民との統一』『戦術』あるいは『偏向』という言葉で学生たちを無理矢理押し込め』ていると批判し、『『内鮮一体』と『日朝親善』という言葉は異なることである』と強く主張した。つまり、現在の闘争方針は「内鮮一体」を強いていた過去の状況と全く変わらないという示唆であった。また1954年夏、李珍圭も「共和国の旗幟と首領の教示を敬うべきだと主張し、「正しい教育路線を確立すべきだ」と述べた<sup>(90)</sup>。つまり、民族派はこれまでの民戦の教育活動に疑問を呈し、教育の在り方を見直すべきだと主張したのであった。

1954年7月には都立朝鮮人学校内においても闘争方針をめぐる変化が表れ始めた。学校の上部組織である民戦や非公然組織であった祖国防衛隊が、全国的に闘争方針の変更に関する調整を図っていたのである<sup>(91)</sup>。都立朝鮮高校の学生であった朴基碩は、祖国防衛隊の一員として日本の再軍備反対運動に参加してきたのだが、この頃に「ここ数年の運動は、ごく一部の指導者たちによってまちがった方向に引きずられていった」と知らされたと回顧した。これまでの「まちがった」運動では、再軍備に税金を使うことを反対してきたが、組織の変化を受け「基本的には税金をどう使おうとそれは日本人自身が決めること」だと示され、日本の国内政治に干渉することが「まちがい」だと示されたのである<sup>(92)</sup>。在日朝鮮人運動を「日本の民主化のためのたたかいの一つと位置付ける」ことは、「民族教育の自滅の論理になってしまう」という危惧が示された<sup>(93)</sup>。そして、「日本の教育制度の枠組みにとっぴりつかればあれこれ『規制』を受ける」と示された。

このように、1953年から1954年にかけて民戦組織全体において根本的な闘争方針をめぐる揺れがあった。民戦におけるこのような闘争方針の変化は、次節で述べるように共和国政府の接近と連動する。

## 5.2 共和国政府による民族派の支持

民戦内部において苛烈な派閥闘争が展開される中、民族派の活動を後押しする宣言が共和国政府から発せられた。それは、1954年8月30日に共和国の南日外相によって発表され

(89) 림광철『『전술가』와 민족교육』『解放新聞』1954年6月24日。

(90) 李珍圭「재일 조선인 교육의 현상」1954年夏執筆。(B06-06178、朝鮮大学校在日朝鮮人関係資料室所蔵文書)；公安調査庁『朝鮮総聯の教育活動の実態 附：北鮮の教育体系』刊行年不明、10頁。

(91) 朴基碩『ぼくらの旗：君はあの頃(都立)の東京朝校生を知っているか？ 中巻』綜合企画舎ウィル、2008年、368頁。

(92) 朴基碩『ぼくらの旗』、363頁。

(93) 朴基碩『ぼくらの旗』、362-363頁。

た「海外公民宣言(五四年声明)」<sup>(94)</sup>である。この宣言の主な内容は、「共和国政府は日本の政府に対し、日本に居住する朝鮮人を共和国の公民として正当な権利を認定し」、「日本における朝鮮人の居住および就業の自由と生命財産の安全および民主民族教育など一切の正当な権利を保障」というものであった。つまり、この宣言において共和国政府は日本政府が在日朝鮮人の自由を侵し権利を剥奪している現状を「非法的迫害」だと主張し、日本政府を批判したのである。しかし、この宣言の狙いはそればかりではなく、次の二つの含意も込められていたと考えられる。

第一に、この宣言は在日朝鮮人を南北統一の闘いに引き込んだ公式的なきっかけでもあった。この宣言では「祖国の自由と統一独立のために李承晩傀儡徒党と外来侵略者に対し闘う自由を保障する」と示されている。在日朝鮮人を公式的に公民と位置付け、そして在日朝鮮人に南北統一を達成する使命を与えている。つまり、日本の民主化を目指して来た在日朝鮮人運動の転換を暗示したと言える。

第二に、この宣言は在日朝鮮人運動の指導権を実質的に共和国側が主張したものでもあった<sup>(95)</sup>。日本共産党の指導下に置かれてきた在日朝鮮人運動の指導権を日本共産党から奪還したということである。在日朝鮮人に祖国の統一独立のために闘うよう示されているように、日本の革命のために闘うことを命じてきた日本共産党の指導が否定されたのである。

「海外公民宣言」は、翌日の『解放新聞』号外においても掲載され、在日朝鮮人社会から大きな反響を呼んだ。「海外公民宣言」は、民族派の活動を支えるものとなり、在日朝鮮人運動の転換を促すものともなった。韓は自身の回想録で、翌9月に金日成から「新しい海外僑胞組織」を結成し、民戦の路線転換を促す指示があったと述べている<sup>(96)</sup>。

1950年代半ばになると、東側陣営の対外政策が柔軟化しはじめ、共和国政府の対外政策も一定の変化を見せ始めた。1953年3月、ヨシフ・スターリン(Joseph Stalin)が死去すると、後継の指導者となったゲオルギー・マレンコフ(Georgy Malenkov)、その次のニキータ・フルシチョフ(Nikita Khrushchev)は対日政策を見直した。ソ連の対日政策の転換の象徴は、1954年10月12日に中ソ両政府により発表された「中ソ対日共同宣言」<sup>(97)</sup>である。同宣言では日本との関係正常化が謳われ、ソ連は平和共存あるいは平和攻勢と言われる政策転換を推進していった。東側陣営の平和共存政策は、日本では1954年12月に発足した鳩山一郎政権の「自主外交」と共鳴した。鳩山は、従来の向米一辺倒の外交政策から「自主的平和外交」<sup>(98)</sup>へと転換させ、共産圏との戦争状態を終結させることに尽力した。

(94)「祖国統一 위한 闘争・生活・民族教育 등 在日朝鮮人の 権利保障 하라: 共和国政府 日政에 抗議」『解放新聞』1954年8月31日号外。

(95) 朴正鎮『日朝冷戦構造の誕生』(前注65参照)、71頁。

(96) 韓徳銖『主体的海外僑胞運動の思想と実践』(前注84参照)、160頁。

(97) 正式名称は、「中華人民共和国政府およびソヴィエト社会主義共和国連邦政府の日本に対する関係についての共同宣言」。

(98)「衆議院本会議第7号」『国会会議録』1955年1月22日(鳩山一郎首相の発言より)。



このソ連の方針に沿うように、共和国政府も対日政策の柔軟化を謳って、独自の対日関係改善方法を模索した。1955年2月25日、南日外相が鳩山政権の発足に應えるかのように、「対日関係に関して：朝鮮民主主義人民共和国外相の声明」を発表し、その声明で「日本政府と貿易、文化関係ならびにその他朝日関係の樹立、発展に関する問題を具体的に討議する用意がある」<sup>(99)</sup>ことを示した。東側陣営の「平和共存」路線に則って、共和国政府も対日接近を図り友好路線を示した。そこで、共和国政府が両国の媒介役として期待したのが民族派の在日朝鮮人であった。日本政府に反対を続ける日本共産党とその指導を受けていた日共派との連携では、日朝関係の改善は果たされないと考えられたのであろう。在日朝鮮人との連携の中で対日接近を図る方法は、中ソ路線から一線を画するものでもあった。

民族派は共和国政府からの後押しを受け、3月の民戦第19次中央委員会で韓は「在日朝鮮人運動の転換について」と題する演説を行った<sup>(100)</sup>。韓は、民戦のこれまでの運動の誤りや今後の運動方針を示した。韓の演説には反発もあったが、この演説は民族派の活動の原動力となった。5月24日には民戦臨時第6回大会において民戦の最後の全体大会が開かれ、民戦は発展的解消された。翌日には、路線転換という方針に則り、民戦に代わる新たな組織として総連が結成された。

## 6. 都立朝鮮人学校の廃止決定

文部省は公立朝鮮人学校の廃止を先延ばしにしていたが、日本国内では廃止を求める声徐徐に高まっていた。1952年8月、都立第七朝鮮人学校の校務主任であった桜庭源次郎が、「スターリン、金日成の肖像、北鮮旗をデカデカと飾り立てた教室では朝鮮中央山脈地帯の地形をいかにしてゲリラ戦に活用するかなど殺伐な政治闘争教育を続ける」<sup>(101)</sup>と、大衆紙で朝鮮人学校の実態を告発した。大衆紙を通じた日本人教諭による告発はこれ以後も続いた。

このような告発は政府関係者の元にも届いていた。たとえば、田中義雄初等中等教育局長は「朝鮮人学校の内情がどんなものかは百も承知」していたし、東京都教育庁も「都の朝鮮人学校の現状は、日本人教官からの報告でよく知っており、都教育委員会に善処法を再三陳情していた」<sup>(102)</sup>。

東京都が朝鮮人学校の実態を認知していたにもかかわらず、何の対処も講じないのは、文部省の様子を伺っていたからであった。都教委が述べたように、「文部省の根本方針を

(99) 「대일 관계에 관한 조선민주주의인민공화국 외무상의 성명 1955年2月25日」『로동신문』1955年2月26日。

(100) 한덕수 「제일조선인운동의 전환에 대하여」 1955年3月11日 朴慶植編『朝鮮問題資料叢書：解放後の在日朝鮮人運動Ⅰ 第9巻』、アジア問題研究所、1983年、610-629頁。

(101) 「朝鮮学校 私は“氣違い病院”と呼ぶ：インターで朝礼 つるし上げに日を暮す」『読売新聞』1952年8月22日朝刊。

(102) 「社説 朝鮮人学校と当局」『読売新聞』1952年8月27日朝刊。

まつという以外、現状ではなにも申し上げられ」<sup>(103)</sup>ないのであった。先述したように、文部省は日韓関係と治安問題との兼ね合いで朝鮮人学校の廃止を決断できないでいたが、その結果として、東京都までが朝鮮人学校問題に判断を下せない状況になっていたのである。

しかし、1953年になると、都立朝鮮人学校不要論がさらに強まった。その背景には、偏向教育をめぐる一連の動向にあった。1953年6月、いわゆる山口日記事件が発生した。この事件は、山口県教職員組合文化部が、夏季休暇中の自主教材として編纂した『小学生日記』と『中学生日記』を山口県下の学校に配布したことに端を発する。文部省は、この教材を「特定の政党」や思想<sup>(104)</sup>を盛り込んだものであるとして問題視した<sup>(105)</sup>。この事件からわずか一か月後の7月8日、文部省は「教育の中立性の維持について」<sup>(106)</sup>という通達を発し、偏向教育に対する暫定的対処を行った<sup>(107)</sup>。8月には大達文部大臣は吉田茂首相の私邸を訪ね、「偏向的な思想教育を行っている教師」を追放する必要性を説き、吉田もこれに賛同した<sup>(108)</sup>。後述する教育二法案の策定においても、吉田は度々大達を激励した<sup>(109)</sup>。

同年8月、大達は省内の人事異動を行い、偏向教育対策に向けた体制を整えた<sup>(110)</sup>。まず、田中義雄が、初等中等教育局長から文部事務次官に昇格した。田中は、旧内務官僚であり満州国文教部次長を務めていた<sup>(111)</sup>。次に、田中の後任として宮崎県総務部長の緒方信一が初等中等教育局長に起用された。初等中等教育局は、小中学校における義務教育を統括するため、日教組対策においても重要な部局であった。同局長として新たに起用された緒方も、旧内務官僚であり三重県特別高等課長、昭南市警察局長を務めた経験がある<sup>(112)</sup>。警察歴が長い緒方は、日教組に関する情報収集において警察と連絡を取りやすいという利点も備えていた<sup>(113)</sup>。さらに、斎藤正が文部省初等中等教育局地方課長補佐から同地方課長に昇格した。

文部省が何ら対処を行わない中、12月には都教委が都立朝鮮人学校に教育上、運営上の規定を朝鮮人学校側に要求した。それは下記の六項目である。

(103) 同上。

(104) 『小学生日記』には、再軍備反対やソ連を支持する内容などが示されており、それらは日本共産党が掲げる理念と合致することから、特定の政党とは日本共産党などの左派政党を指すものと推測できる。山口県教職員組合編『小学生日記』1953年5月～8月、『教育二法案(第19国会)2』(寄贈00173100、国立公文書館所蔵[佐藤達夫関係文書])。

(105) 藤田祐介「『教育二法』制定過程における教育関係団体：日本教職員組合の活動を中心に」『戦後教育史研究』22号、2008年、22頁。

(106) 文部事務次官通達 各都道府県知事、各教育委員会宛「教育の中立性の維持について」(文初地四〇五) 1953年7月8日(平22文科02229100、国立公文書館所蔵)。

(107) 藤田「『教育二法』の制定過程における教育関係団体」(前注106参照)、23頁。

(108) 吉田茂『回想十年 上 改版』中央公論新社、2014年、458頁。

(109) 吉田『回想十年 上 改版』、459頁。

(110) 貝塚茂樹「文相大達茂雄と教育二法」『戦後教育史研究』19号、2005年、18頁。

(111) 八木淳『文部大臣列伝：人物でつづる戦後教育の軌跡(ドキュメント現代の教育5)』学陽書房、1978年、95頁。

(112) 同上。

(113) 八木『文部大臣列伝』、97頁。

- ①イデオロギー教育について：教育基本法に精神に従うのはもちろん、一方に偏した政治教育を行つているかの如き誤解を招くようなことは行わない
- ②民族課目の取扱について：教育諸法規に従う建前上原則として課外に行う
- ③生徒児童の定員について：学校発足当初の事情もあるので、教育委員会の指示に従い勝手に増加させるようなことは行わない
- ④生徒の集団陳情について：教育委員会が父兄代表に会ってくれることを信頼し、生徒が集団陳情を行わないように努力する
- ⑤未発令教員について：法規にしたがい、未発令教員は教壇に立たせない
- ⑥職員会議の構成について：正規の教職員以外は参加させない<sup>(114)</sup>

①と②は、公立学校としての基準を逸脱している状況に対する勧告であり、③～⑥は運営上の問題への指摘である。この六項目の作成過程は史料の制約により明らかでないが、その特徴は公立学校や教員を対象とした規制ではなく、都立朝鮮人学校という特定の学校を対象とした規制であるという点である。このような特徴から、当局が都立朝鮮人学校だけが抱える特殊性に何らかの懸念を頂いていたことは想像に難くない。

六項目をめぐって、都教委と学校側との間で本格的に協議が始まるのは、六項目の通知から二か月後の1954年2月であった。六項目をめぐり協議は連日のように続いた<sup>(115)</sup>。都教委は、次年度の都立朝鮮人学校に対する予算を打ち切ると強硬姿勢を示し、協議は学校側にとって不利に展開した。学校側の選択肢は乏しく、最終的に学校側が六項目を受け入れることで、3月に協議は終了した。これにより、1954年度予算は執行されることに決まった<sup>(116)</sup>。

同年5月、文部省はついに「教育公務員特例法の一部を改正する法律」及び「義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する臨時措置法」の二つの法律(教育二法)を制定し、6月3日に公布した。教育二法の主眼は、教員の政治的活動を制限するものであった。制限の対象が日教組など特定の団体が明示されたわけではないが、教育二法制定のきっかけが山口日記事件であったことや、文部省が衆議院文部委員会に提出した「偏向教育の実例」<sup>(117)</sup>などから見て、日教組を念頭に置いていたことは明らかであった。

ただし、教育二法が対象としているのは、あくまで教員個人で、学校ではなかった。大達は、「個々の教員が偏向的教育をするような場合、それのないようにしたい」と教育二法制定の主旨を強調する一方で、「学校全体」で偏向教育がなされている場合についてはそれ

(114) 東京都立朝鮮学校教職員組合情報宣伝部編「民族の子」、25頁(朴慶植編『在日朝鮮人関係資料集成 第7巻』(前注58参照)、282頁)。

(115) 東京都立朝鮮学校教職員組合情報宣伝部編「民族の子」、23-26頁(朴慶植編『在日朝鮮人関係資料集成 第7巻』、281-282頁)。

(116) 東京都教育委員会より都立朝鮮人学校宛「都立朝鮮人学校運営について」日付不明(筆者推定1954年3月末から4月)、朴慶植文庫(滋賀県立大学所蔵)。

(117) 貝塚茂樹「第十九国会における『教育二法』(1954年)の成立過程：衆参両院文部委員会での審議を中心に」『戦後教育史研究』20号、2006年、30-33頁。

と区別していた。大達は、「学校全体」における偏向教育について次のように述べた。

この間問題になりました王子の朝鮮人学校、これなんかが偏向教育の、これはまあ学校の個々の先生が偏向教育をしているというよりも、学校全体の考え方として非常な特殊な教育をしている。現に東京において最近問題になったのでありますが、こういう場合には閉鎖を命ずるというようなことが起こるとおもいます。<sup>(118)</sup>

大達は、「王子の朝鮮人学校」と特定の学校を取り上げ、この学校全体になされている「特殊な教育」に懸念を示し、「閉鎖」を命じる可能性があることを仄めかした。これは、大達が既に東京都の朝鮮人学校の「特殊」性を認識しており、それを警戒していたことを示している。大達が述べる「特殊な教育」とは、日本の学校では行わないような民族主義的な教育を指すものと思われる。そうでなければ、教育二法によって朝鮮人学校における「特殊な教育」も対処が可能だからである。

「学校全体」の偏向教育とは、まさに民族派の教師らによる民族主義、共産主義教育の強化であろう。大達が上記のように指摘した時には、既に東京都の朝鮮人学校に民族派の影響が及んでいた。民族派の教師が民族主義と共産主義に傾倒していたことは、文部省には公立としての基準を逸脱した教育をしているものとして映ったのであろう。このように、日本国内における偏向教育とあわせて、都立朝鮮人学校の廃止の必要性がますます認識されるようになったのである。

すなわち、教育二法では扱えなかった学校そのものを対象にした規制が、六項目問題に端を発する都立朝鮮人学校の廃止問題だったのではなかろうか。それまでの文部省が偏向教育に抱いていた脅威認識や上記の大達の発言から考えれば、都立朝鮮人学校に対する何らかの対処を必要としていたことは確かである。ただし、文部省は様々な拘束要因により公立朝鮮人学校の廃止を実施できない状況に置かれていた。このような状況を打開する策として、公立朝鮮人学校の中でも特に問題となっていた都立朝鮮人学校だけが廃止の対象として考えられたのではなかろうか。そうならば、文部省ではなく東京都の学校や教育機関を管理する都教委が自らの権限でもって廃止することが可能であった。以上の点は状況証拠による推論となるが、この点に関して文部省と都教委がどのような交渉を行ったかは今後も調査が必要である。

六項目問題が一旦解決し1954年度の予算の抛出が決定されても、都立朝鮮人学校の存亡の危機は終わらなかった。日本政府内では都立朝鮮人学校の廃止に向けた機運が高まっていた。先述したように、新年度になると、大達文相は参議院の文部委員会で都立朝鮮人学校の「閉鎖」<sup>(119)</sup>に言及し、8月には外国人である朝鮮人に義務教育を施す必要はないという

(118)「参議院文部委員会第30号」『国会会議録』1954年4月27日(大達茂雄文相の発言より)。

(119) 同上。



談話を発表した<sup>(120)</sup>。松沢一鶴都教委員長によれば、東京都教育庁の職員が朝鮮人学校に派遣され、学校の実態調査なども行われていたという<sup>(121)</sup>。

こうした中、都立朝鮮人学校の廃止を決定づける打合わせが1954年9月18日に開かれた<sup>(122)</sup>。その打合せは、内閣調査室長<sup>(123)</sup>が主宰し、ここには文部省初等中等局長、警視庁第二課長、公安調査庁、外務省アジア局第五課長、東京都教育庁の要人が参加した。打合せでは、東京都教育庁が作成した「都立朝鮮人学校措置要綱案」の線に沿って、都において評議が進められることが決まった。

東京都教育庁が廃止を要請する理由は、都立化の本来の目的や朝鮮人学校側の状況などにあった。この打合わせでは、そもそも朝鮮人学校の都立化は「極めて変則的」な「暫定的措置」であったことが共有された<sup>(124)</sup>。つまり、公立朝鮮人学校を永続させる必要はないと考えられたのである。また、東京都教育庁は、要綱案において都民の負担の継続や都立朝鮮人学校側の非協力的な態度から、都立としての運営継続は困難であると示した。この打合わせに参加した各省庁の代表は、廃止に賛同した。

ただし文部省は、全国で画一的に公立朝鮮人学校を廃止することには消極的であった。本島寛都教委教育長によれば、文部省は朝鮮人学校の問題を「国際的に解決したい」という方針をもっており、都立朝鮮人学校の問題もその一環として解決したいと考えていたという<sup>(125)</sup>。この打合せで文部省は、都立朝鮮人学校の廃止について「東京都の特殊事態に対処するためであり、文部省として此の方法を直ちに全国的に及ぼす意向は現在のところない」と主張した。文部省が指摘した「東京都の特殊事態」とは、ここでは明らかにされていない。しかし、そのことを裏付けるように、国会において文部省要人から東京都教育庁の提案を支えるような発言があった。10月9日の参議院文部委員会で大達文相が「東京都において、現存する朝鮮人学校が学校教育法というものに拘束を受けないこと、いわば放恣な状態において学校が運営されている」<sup>(126)</sup>という認識を示している。また、同委員会では斎藤正文部省初等中等教育局地方課長が「日本の小中学校として与えるべき教科内容でなくして朝鮮による教育というものを非常に多く含ませて」いると懸念を示した<sup>(127)</sup>。文部省

(120) 東京都立教育研究所『戦後東京都教育史上巻：教育行政編』1964年、112頁。

(121) 「衆議院地方行政委員会第81号」『国会会議録』1954年10月7日(松沢一鶴東京都教育委員会委員長の発言より)。

(122) 「都立朝鮮人学校運営状況：覚書及び細目に対する違反事実(1954年5月25日)」全面公開を求める会(前注33参照)、(2018年2月1日閲覧)。

(123) 史料では、「内閣調査室長」と明記されているが、正しくは「内閣総理大臣官房調査室長」である。総理府の内部組織であり、情報機関である。

(124) 「都立朝鮮人学校運営状況」全面公開を求める会(前注33参照)(2018年2月1日閲覧)。

(125) 『昭和30年第3回東京都教育委員会定例会議録』1955年3月11日開会、開示請求受付日2013年9月12日。

(126) 「参議院文部委員会第19号」『国会会議録』1954年10月9日(大達茂雄文相の発言より)。

(127) 「参議院文部委員会第19号」『国会会議録』1954年10月9日(斎藤正文部省初等中等教育局地方課長の発言より)。

要人によっても都立朝鮮人学校の実態が公立の基準から逸脱していることが指摘され、これは東京都教育庁の提案を支える証拠となった。

9月18日の打合せに参加していた外務省代表者から、「北鮮系」すなわち民族派が都立学校の廃止を覚悟しているということが報告された。さらに、「北鮮系」は各種学校の設置を検討しているという報告もあった。つまり、朝鮮人学校側が廃止を受け入れる態勢に変化していることが示されたのである。先に述べたように、既に民戦や祖国防衛隊は、1954年7月には闘争方針の変更に關する組織の全体的な調整を図っていた。外務省の発言は、その変化を認知していたという示しであると言える。外務省からの報告により、中央政府全体において民戦や学校側の闘争方針の変化が共有された。

この打合せの結果、都立朝鮮人学校の廃止は東京都教育庁の要綱案通り実施されることとなった。東京都教育庁はこの決定を都教委会議<sup>(128)</sup>、都議会に諮り、最終的に廃止が可決された<sup>(129)</sup>。これを踏まえて都教委は、10月5日に都立朝鮮人学校PTA連合会の責任者に、1955年3月31日をもって都立朝鮮人学校全15校を廃止すると通告した<sup>(130)</sup>。

10月7日の衆議院地方行政委員会では、松沢一鶴都教委委員長から東京都教育庁が行った実態調査の結果が報告された。その調査ではまず、運営上の問題が指摘された。それは、学区以外の子供を受け入れている、定員を守らない、外国人登録の提示を拒否するなどの問題である。実際に、「児童奪還闘争」が闘争方針の一つとして掲げられていたように、多くの都立朝鮮人学校で児童の奪還に成功していた<sup>(131)</sup>。次に、教育内容が問題視された。たとえば、時間割の配当や教授言語などが指摘された<sup>(132)</sup>。

都立朝鮮人学校の廃止をめぐる文部省や都教委が示した見解には共通性が見られるが、両者は、文部省から都への指示があった疑いを否定した。大達は、「文部省としてはこの具体的問題の処理についてこうしろ、ああしろということは実は余り言っておらんのであります」<sup>(133)</sup>と廃止への関与に消極的な見解を述べ、松沢一鶴都教委委員長も「[文部省からの]明確な御指示が得られないままに、常に私ども教育委員会ひとりの手において今日のような処置をとつて来ておる次第」<sup>(134)</sup>だと述べている。文部省からの「指示」があったかどうかは重要な点ではあるが、本稿ではその実態は依然確認できていない。

(128) 坪井『在日同胞の動き』(前注21参照)、490頁。

(129) 東京都議会事務局『東京都議会月報』70号、1954年11/12月、28頁。

(130) 「参議院文部委員会第19号」『国会会議録』1954年10月9日(斎藤正文部省初等中等教育局地方課長の発言より)；「朝鮮人学校へ廃校通告」『読売新聞』1954年10月5日夕刊。

(131) 都立朝鮮人学校15校のうち、都立朝鮮人第五学校と都立朝鮮人第八学校の二校を除いては、1950年以降児童数が増加した。15校の総児童数は、1950年には3,791名であったのに対し、1954年には5,445名まで増えた。東京都立朝鮮人第三小学校PTA「朝鮮人学校の栞：本校を中心として」1954年11月10日、7頁(朴慶植編『在日朝鮮人関係資料集成 第7巻』(前注58参照)、107頁)。

(132) 「衆議院地方行政委員会第81号」(前注121参照)(松沢一鶴東京都教育委員会委員長の発言より)。

(133) 「衆議院地方行政委員会第81号」(大達茂雄文相の発言より)。

(134) 「衆議院地方行政委員会第81号」(松沢一鶴東京都教育委員会委員長の発言より)。

9月18日の打合せでは、都立朝鮮人学校廃止後の措置に関して、私立学校や各種学校の設立認可申請を審議する私学審議会に東京都や文部省が連絡をするということが話し合われた<sup>(135)</sup>。10月7日の地方行政委員会でも、松沢は廃止後の都立朝鮮人学校は「私立の学校の場合もございましょうが、各種学校の場合も出て来る」<sup>(136)</sup>と複数の可能性を提示した。10月9日の文部委員会で斎藤も各種学校としての設置を可能性の一つとして挙げ、大達も私立学校や夜間学校となる可能性を述べている。このような発言から、当局は廃止後の都立朝鮮人学校についてはいくつかの可能性を提示しており、具体的な方針を決めていなかったことが窺える。

当局がこのような態度をとっているうちは、都立朝鮮人学校側に私立学校になるか各種学校になるかという選択が残されていたということを意味した。都立朝鮮人学校側はどのような選択に踏み切ったのであろうか。

## 7. 廃止の受入れと私立各種学校という選択

学校側は、廃止の通告を受けた日の翌日には、廃校処分<sup>チェヨングン</sup>の撤回を東京都の本島教育長に申し入れた。学校側の代表として教育長を訪れた都立朝鮮人学校PTA理事長の崔啓根ら五名は、「廃校は一方的通告であって不当である」と主張し、廃校処分の撤回を求めた<sup>(137)</sup>。

それから約二か月後の12月10日、今度は都立朝鮮人学校教職員組合が都教委側に「廃校延期要請書」を送付した。この「要請書」は、「日朝両国の国交が正常に復する時期に至るまで、都立朝鮮人学校の廃校を延期すること」<sup>(138)</sup>を求めるという消極的なものであった。なぜ学校廃止の延期を要望するに留まったかという、かねてより存廃の危機に直面してきた学校側からすれば、学校廃止は遅かれ早かれそうなるものとして捉えられたからであった。都立朝鮮人学校の日本人教諭であった梶井陟は、この段階で同教員組合は交渉の焦点を二つに絞っていたと回想している<sup>(139)</sup>。一つは、日本人教諭並びに朝鮮人講師の身分保障であり、もう一つは予算継続による都立朝鮮人学校の運営であった。つまり、日本人教諭の身分保障や学校運営の問題が解決するまでは学校廃止を見合わせるという「条件」を争おうとしたのである。小沢有作が明らかにしたように、廃止通告の撤回を求める学校側の運動は、廃止を免れ得ないことを前提にした「条件闘争」<sup>(140)</sup>という形で展開された。

都立朝鮮人学校の講師であった李東準<sup>リ トンジュン</sup>によれば、この「条件闘争」で誰よりも学校廃止に反対したのは、都立朝鮮人学校の日本人教諭たちであったという<sup>(141)</sup>。それは、日本人教

(135)「都立朝鮮人学校運営状況」全面公開を求める会(前注33参照)(2018年2月1日閲覧)。

(136)「衆議院地方行政委員会第81号」(前注121参照)(松沢一鶴東京都教育委員会委員長の発言より)。

(137)「廃校処分の撤回申入れ」『読売新聞』1954年10月6日夕刊。

(138)梶井『都立朝鮮人学校の日本人教諭』(前注61参照)、261頁。

(139)梶井『都立朝鮮人学校の日本人教諭』、262頁。

(140)小沢『在日朝鮮人教育論』(前注6参照)、406頁。

(141)李東準『日本にいる朝鮮の子ども』春秋社、1956年、118頁。

論にとっては廃校が失業そのものを意味し、先行きが不透明な状態に置かれることが予想されたためであった。例えば、梶井は都立朝鮮人学校の廃止問題を『『廃校』=『免職』という行政上の措置としてやってくる、わたしたち教職員に対する実質上の首切りを、どう防ぐかという問題』<sup>(142)</sup>であると捉えていた。上述の「廃校延期要請書」においても『『廃校後に日本人教員全員退職とし、希望者は再選考を行い、合格した者で学校があれば採用する』と言明しており、このままでは相当の犠牲者が出ることは明らかである』と示されている。年明け2月まで都教委は「要請書」に応えることはなかった。

学校廃止通告後の学校側の運動は、具体的な方針を打ち出せない状況の下で展開された。というのも、学校を管轄する組織の運動方針自体が変化しているという転換期に置かれていたためである。そのような不決定の状況は、1955年1月23日に開かれた朝鮮人学校PTA全国連合会と朝鮮人学校の教職員による教育者同盟(教同)<sup>(143)</sup>との合同中央委員会でも示された。同委員会では、「我々の態度から民主的な民族教育を破壊する六項目を完全に実施すると決定することもできないし、このような情勢において三月には廃止するという態度を決定することもできない」<sup>(144)</sup>と、不決定の状況だけが語られた。何ら具体的な方針が見出せない中、1月28日には東京都教育庁が崔瑑根PTA理事長を招き、「昭和二十四年十二月二十日付東京都立朝鮮人学校設置に関する規則」を正式に通告した<sup>(145)</sup>。すなわち、都立朝鮮人学校の廃止が言い渡されたのである。

しかしこの五日後、朝鮮人学校は都立朝鮮人学校問題を解決に導く大きな決断をする。同日、都立朝鮮人学校PTAが臨時大会を開催し、当面の闘争方針を確立した。この大会で、崔は「共和国公民として教養を与える民族教育を守っていかなければならない」との談話を発表した。具体的には、「民族教育を維持できる条件を戦取すること」が重要なのであり、「都立にするか私立にするかということに問題の解決があるのではな」いというのであった<sup>(146)</sup>。つまり、民族教育を守ることが目的であり、法的地位はそのための手段として位置付けられたのであった。私立移管反対運動など、一定の法的地位を求めることが自己目的化していた従来の運動の在り方が見直されたのである。

さらに崔は、今後は最小限の要求を掲げて、それを達成すべく大衆的な運動を展開すべ

(142) 梶井『都立朝鮮人学校の日本人教師』(前注61参照)、245頁。

(143) 教育者同盟(教同)とは、朝鮮人学校の教職員による同盟であり、1953年6月28日の教同第6回全国大会以降、朝鮮人教職員は義務的に本同盟の盟員となることが規定された。教同の綱領では、「共和国の教育政策を奉じ、在日朝鮮青少年を祖国に忠実な子女として教養するために闘う」、「植民地教育政策に反対し、その根源となっている国際帝国主義勢力打倒のために闘う」と謳われている。本部は、都立朝鮮人学校内に置いていた。坪井『在日同胞の動き』(前注21参照)、476頁。

(144) 「平和的共存을 志向하는 日本国民들과 統一行動을 堅결히 組織하자!」『解放新聞』1955年1月28日。

(145) 坪井『在日同胞の動き』(前注21参照)、505頁；調査第二部第一課「在日朝鮮人団体の現状」1955年3月1日、30頁(井上敏夫他編・解説・解題『朝鮮戦争下公安関係資料 第1巻』(前注48参照)、178頁)。

(146) 「如何한 形態라도 要是 「民族教育」維持를 爲한 保障問題: 東京連合理事장 崔용근씨談」『解放新聞』1955年2月5日。



きだと主張した。最小限の要求とは、①不当な干渉の排除、②進学問題の解決、③維持費の支出の三つであった。①不当な干渉の排除とは、民族教育に対する当局からの圧力を排除するということである。②進学問題の解決とは、朝鮮人学校卒業者の日本の大学への進学保障である。都立廃止後、私立学校に切り替われば一条校であるため進学問題は生じないが、私立各種学校となれば一条校ではないため進学問題が生じる。進学問題が要求の一つに組み込まれているということは、学校側が私立各種学校への転換を決定したということである。私立学校ではなく私立各種学校への道が選択された理由は、「干渉の排除」を達成するための手段として考えられたためであろう。私立学校となれば、一条校であるため日本の教育法を遵守することが要求されるが、私立各種学校は一条校ほどの厳格な遵守は求められない。③維持費の支出は、私立あるいは私立各種学校に切り替わった場合、従来のように公費の支出を受けることができない。そのため、当面の維持費を要求しようというものであった。

崔の談話からは、民族派による在日朝鮮人運動の路線転換の影響が窺える。これまでは日本の法律を遵守すべきか否かといった葛藤を抱えながらの教育活動であったが、今後は共和国の公民育成こそが至上命題となった。それゆえ、民族教育を禁じ、日本の法律を強要する当局の「干渉」は排除されるべきであり、教育活動を続けていくためにも「維持費」は支出されるべきだとされたのである。それは、民族派が掲げる理念や、1954年8月に共和国政府が発表した海外公民宣言の内容と合致していた。

他方、私立移管を反対し「共同闘争」を展開してきた日共派や、それに従ってきた学校側も闘争方針の切り替えを宣言し、民族派との距離を縮めた。1955年2月5日に開かれた朝教組の第5回臨時総会では、「都立形態にこだわらず、実質的な今までの要求内容を斗い取る斗争に切り替える」<sup>(147)</sup>ことが発表された。その具体的な内容は、「集団教育ができる予算経常支出」、「各種学校の許可とそれとともなう進学特点等の制度適用」、さらに「教職員の身分を完全保障する」ということであった<sup>(148)</sup>。このうち、予算の支出と各種学校の許可および進学問題は、上述した崔の談話と共通した要求である。このような運動の切り替えは、「都立の形態を疑う層」<sup>(149)</sup>が多いという現状を踏まえたものであった。このように、廃校が免れ得ないものとして捉えられた際に、日共派と民族派の利害は一致しつつあったのである。

こうして、残ったのは日本人教諭の身分保障の問題であった。1955年2月、日本人教諭全員支持のもとで都教委に請願書が提出された<sup>(150)</sup>。さらに2月25日、都立朝鮮人学校朝

(147) 東京都立朝鮮人学校教職員組合「第五回臨時総会闘争経過報告書：1954年9月30日～1955年3月」9頁（『在日朝鮮人関係資料集成：戦後編 第7巻』（前注58参照）、94頁）。

(148) 同上。

(149) 同上。

(150) 都立朝鮮人中学校重田定雄他日本人教職員一同、都立朝鮮人高等学校高仲善二他日本人教職員一同「身分問題に関する請願書」1955年2月15日、朴慶植文庫（滋賀県立大学所蔵）。

鮮人講師を代表して李東準が「日本人教師の身分保障に関する、朝鮮人教師から都教委への陳情書」を都教委と東京都教育庁に提出した<sup>(151)</sup>。このような働きかけの結果、最終的に、二人の日本人教諭が「一年間病気休職扱い後退職」となった以外は、全ての日本人教諭の転勤が決まった<sup>(152)</sup>。

身分保障問題が解決し、3月3日、都立朝鮮人学校PTA連合会は崔瑢根を責任者とする東京朝鮮学園の設立と各種学校設置を東京都教育庁に認可申請した<sup>(153)</sup>。これを受けて、東京都議会私学審議会は、4月1日付で認可書を交付し、東京都の朝鮮人学校を4月から私立各種学校として再発足させることにした<sup>(154)</sup>。

都立朝鮮人学校をめぐる以上のような転換を、李東準は民族派の教員の立場から次のように論じている。

民族教育を守るたたかいは日本の国民教育の民主化の一部分とみなして、日本の教育の民主化をめざすたたかいのなかに朝鮮人の民族教育をまもるたたかいをなげこむと、朝鮮人の民族教育はもはや存在の意味を失う。<sup>(155)</sup>

李は、「民族教育を守るたたかい」を「日本の民主化をめざすたたかい」の中に位置付けるのは、「民族教育自身にとって自滅の論理」<sup>(156)</sup>だと述べている。さらに李は、民戦期は「あやまりをおかした」と自省し、「それに気付いたのは、1954年のすえから1955年のはじめにかけてのことであった」<sup>(157)</sup>と回想した。つまり、崔が談話を発表した1955年2月までの民族教育は、誤ったものだったと述懐されているのである。それゆえ、2月の崔の談話は、その誤りを克服し、民族教育を守るための理論と実践を確立させたものとして認識されているのである。

結局、最低限の要求は、「進学問題」以外の、「干渉の排除」及び「維持費」の支出に関しては幾分解決された。というのも、私立各種学校となることがそのまま「干渉の排除」につながるからであった。また、「維持費」に関しては、3月になり在学していた児童生徒を対象に、五年間の予算が拠出されることとなった<sup>(158)</sup>。朝鮮人学校側は、廃止を逆手にとり、当局からの干渉なく民族教育を発展させられる私立各種学校としての運営を選択したのであった。

(151) 梶井『都立朝鮮人学校の日本人教師』（前注61参照）、270-271頁。

(152) 梶井『都立朝鮮人学校の日本人教師』、272頁。

(153) 坪井『在日同胞の動き』（前注21参照）、506頁。

(154) 同上。

(155) 李東準『日本にいる朝鮮の子ども』（前注141参照）、121頁。

(156) 李東準『日本にいる朝鮮の子ども』、122頁。

(157) 李東準『日本にいる朝鮮の子ども』、124頁。

(158) 「東京우리各學校 難関을 四月부터 새形態로 出發：都에서의 예산겨우 一五八〇만원」『解放新聞』1955年3月24日。

## おわりに

本稿の目的は、東京都立朝鮮人学校の廃止およびその私立各種学校化の歴史的経緯を明らかにすることであった。紙幅の制限、史料の制限のために研究は依然発展途上にあるが、本稿を締め括るにあたり、仮説の提示を試みたい。

都立朝鮮人学校の廃止は、日本政府側と朝鮮人学校側の利害が一致したことによりなされたものであったと推論できる。日本政府側に着目すれば、対日講和条約の発効と偏向教育対策の一環として廃止が検討されたことは明らかであった。朝鮮人学校側に着目すれば、学校や学校を管轄する組織の運動方針の変化や、在日朝鮮人社会と共和国政府の脱領域的な紐帯の形成が公立としての廃止を受け入れるという朝鮮人学校側の選択に影響した。

ただし、学校側の選択は当初から一貫して持たれたものではなかった。結成当初の民戦が民族教育を日本政府の国庫負担によって実施させるという運動方針を掲げていたことから、都立朝鮮人学校では私立移管反対闘争が展開された。また、民戦が日本共産党の指導下であり、日本の民主化にも関心を示していたことから、この運動は日本の平和運動の一環として位置付けられた。しかし、この運動は民戦民族派の台頭により見直されるようになった。民族派は、在日朝鮮人運動は祖国の革命のためにあるべきだと主張し、共和国政府からの指導をより重視した。民族派はこのような考えに基づいて、都立朝鮮人学校において民族主義的な教育を強化した。

民族派の動きを後押しするように、1954年8月には共和国政府が「海外公民宣言」を発表した。この宣言は、在日朝鮮人を迫害する日本政府への批判でありながら、同時に在日朝鮮人運動の指導権を共和国側が主張したものであった。さらに、在日朝鮮人を公式に公民と位置付け、在日朝鮮人に南北統一を達成する使命を与えたものであった。このような共和国政府の在日朝鮮人社会への接近は、在日朝鮮人の民族意識をさらに高揚させるものとなった。

1955年1月には、民戦内部で都立廃止をめぐる一定の方針が見出された。都立朝鮮人学校の廃止が免れ得ない状況となり、都立朝鮮人学校をめぐる運動が廃止を受け入れる方向で収斂したのである。民族派は在日朝鮮人子弟を共和国の海外公民として育成する必要性を説き、民族教育を保障するための条件を勝ち取るべきだと主張した。その条件というのが、干渉の排除、進学問題の解決、維持費の支出であった。これらの条件こそが、都立としての廃止を受入れることを意味した。他方、日共派を中心に私立移管反対運動を展開した勢力は、私立移管反対闘争を「条件闘争」に転換させた。それは、都立の形態に拘るのではなく、予算の抛出、進学問題、教職員の身分保障など実質的な要求を迫るというものであった。すなわち、「条件闘争」は都立の廃止を受け入れるという前提を踏まえていたものであった。このように、都立朝鮮人学校の廃止は、学校や民戦側の選択でもあり、その

選択の背後には共和国政府の後押しもあった。ただし、朝鮮人学校側の選択は、著しい制約の中での苦渋の選択であったことを忘れてはならない。以上のような曲折を経て、都立朝鮮人学校は1955年3月にその歴史に幕を閉じ、その翌月には私立各種学校として新しい始まりを迎えた。

本稿では、史料の制約により、文部省と都教委の関係について、民族派と教育現場との繋がりについて推論に留まっている部分がある。それらの部分について、さらなる史料を発掘して、実証性を高めていく必要がある。また韓国学校など総連系以外の学校については、別稿で論じたい。

(付記)本稿は、早稲田大学2015年度特定課題研究費[新任教員等](2015S-167「戦後日本における朝鮮人学校の存続：国内政治と国際政治の狭間で」)、および一般財団法人財団せせらぎ(平成27年度第2四半期「朝鮮人学校問題から考える歴史の和解：対日講和条約発効後に注目して」)の助成を得た。